

資料編

資 料 目 次

《 1. 条例、要綱等 》	1
資料 1. 1 蓮田市防災会議条例	1
資料 1. 2 蓮田市災害対策本部条例	4
資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱	5
資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例	9
資料 1. 5 蓮田市災害見舞金等支給条例	13
資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱	15
資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱	17
資料 1. 8 河川・下水道事業調整協議会設置要綱	21
資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱	23
《 2. 協定関係 》	25
資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）	25
資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）	28
資料 2. 3 災害時における協定一覧（国の機関）	28
資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）	29
資料 2. 5 災害時における協定一覧（その他）	30
資料 2. 6 包括連携協定	30
《 3. 組織、体制 》	31
資料 3. 1 災害対策本部室レイアウト	31
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網	32
《 4. 情報、広報活動 》	33
資料 4. 1 気象庁震度階級関連解説表	33
資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準	37
資料 4. 3 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表	39
資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表	40
資料 4. 5 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程	42
資料 4. 6 蓮田市防災行政用無線運用要綱	46
資料 4. 7 広報案文（例） 「地震災害の場合」「風水害の場合」	50
資料 4. 8 被害状況判定基準	53
《 5. 消防関連 》	56
資料 5. 1 消防団構成	56
資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要	56
資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況	56
《 6. 医療、救護、環境、衛生 》	57
資料 6. 1 トリアージタグ	57
資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）	58
資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）	59
資料 6. 4 救命救急センター（埼玉県）	60
資料 6. 5 市内寺院一覧表	61
資料 6. 6 火葬場	61
資料 6. 7 蓮田市管工事業協同組合名簿	61
《 7. 輸送、交通 》	62

資料 7. 1	緊急時ヘリコプター離発着場	62
資料 7. 2	市内の緊急輸送道路と重要道路	62
《 8. 避難活動、要配慮者関連 》		64
資料 8. 1	高齢者等避難、避難指示発令の判断基準	64
資料 8. 2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	70
資料 8. 3	福祉避難所一覧表	73
資料 8. 4	一時避難施設一覧表	74
資料 8. 5	災害時の要配慮者施設連絡先一覧	75
資料 8. 6	要配慮者別の防災知識の周知	80
《 9. 自主防災組織関連 》		81
資料 9. 1	蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧	81
資料 9. 2	蓮田市立小学校通学区域	82
《 10. 災害救助法関連 》		83
資料 10. 1	救助の種類・実施期間・実施者	83
資料 10. 2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）	84
《 11. その他 》		86
資料 11. 1	公共施設一覧表	86
資料 11. 2	蓮田市文化財一覧表	88
資料 11. 3	関係機関連絡先一覧表	90
資料 11. 4	竜巻予報の概要	92
資料 11. 5	市内の水位計（情報提供型）一覧表	95
資料 11. 6	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	96

《 1. 条例、要綱等》

資料 1. 1 蓮田市防災会議条例

『 蓮 田 市 防 災 会 議 条 例 』

昭和38年 7月25日 条例第17号

改正 昭和55年 7月 9日 条例第11号

改正 平成12年 3月29日 条例第 3号

改正 平成15年 7月 1日 条例第16号

改正 平成19年 6月29日 条例第21号

改正 平成24年12月21日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、蓮田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蓮田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、第1号から第3号まで、第6号、第7号及び第8号に掲げる者の定数は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市内を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 1人
 - (2) 埼玉県知事が指名する職員 4人以内
 - (3) 埼玉県警察本部長が指名する警察官 1人
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 3人以内
 - (7) 県内において事務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 8人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 1人

6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第 4 条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 7 月 9 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 7 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 29 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 21 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(参考) 蓮田市防災会議委員名簿

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

委員種別	区 分	機 関 名	役 職
会長		蓮田市	市長
1 号委員	市内を管轄する指定 地方行政機関の長又 はその指名する職員	関東農政局埼玉県拠点	地方参事官
2 号委員	埼玉県知事が指名す る職員	埼玉県利根地域振興センター	所長
		埼玉県幸手保健所	所長
		埼玉県春日部農林振興センター	所長
		埼玉県杉戸県土整備事務所	所長
3 号委員	埼玉県警察本部長が 指名する警察官	埼玉県岩槻警察署	署長
4 号委員	教育長	蓮田市教育委員会	教育長
5 号委員	消防長及び消防団長	蓮田市消防本部	消防長
		蓮田市消防団	消防団長
6 号委員	市長がその部内の職 員のうちから指名す る者	蓮田市	副市長
		蓮田市	健康福祉部長
		蓮田市	総務部参事
7 号委員	県内において事務を 行う指定公共機関又 は指定地方公共機関 の職員のうちから市 長が委嘱する者	東日本旅客鉄道株式会社蓮田駅	駅長
		東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	副総支社長
		東日本電信電話株式会社埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長
		元荒川土地改良区	所長
		独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	院長
		日本郵便株式会社 蓮田郵便局	郵便部長
		南彩農業協同組合 蓮田支店	統括支店長
		蓮田市医師会	会長
8 号委員	自主防災組織を構成 する者又は学識経験 のある者のうちから 市長が委嘱する者	蓮田市自主防災組織協議会	会長

資料 1. 2 蓮田市災害対策本部条例

『 蓮 田 市 災 害 対 策 本 部 条 例 』

昭和38年 7月25日 条例第18号

改正 平成23年12月22日 条例第13号

改正 平成24年12月21日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、蓮田市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 22 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱

『蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱』

(平成 20 年 4 月 1 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織に対し補助金を交付することにより、市民組織の自主的な防災資機材の整備を促進するとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「蓮田市補助金等交付規則」（平成 12 年蓮田市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 自主防災組織 原則として自治会を単位とし、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書（様式第 1 号）により市長に届出があったものをいう。
 - ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及
 - イ 地震等の災害に対する予防
 - ウ 防災訓練及び防災教室等の開催
 - エ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項
- ② 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行ううえで使用する別表第 1 に掲げるものをいう。
- ③ 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3 以上の個別訓練について実施するもの（3 以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て 2 以下の個別訓練を実施した場合を含む。）をいう。
 - ア 情報収集・伝達訓練
 - イ 初期消火訓練
 - ウ 救出・救護訓練
 - エ 避難誘導訓練
 - オ 炊き出し・給水訓練
 - カ その他の訓練

(補助対象経費及び補助金額)

第 3 条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織に対し、設立にあつては 1 回限りとし、防災資機材の購入及び防災訓練の実施にあつては年 1 回限りとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、規則様式

資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱

第 1 号の蓮田市補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材に係る交付申請書には、購入しようとする資機材の見積書
- ② 防災訓練に係る交付申請書には、訓練種目及び訓練経費の明細書及び実施計画書
- ③ その他市長が求めたもの

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（変更承認申請）

第 5 条 補助事業の計画を変更しようとする申請者は、規則様式第 3 号の蓮田市補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 6 条 補助金の実績報告をしようとする申請者は、規則様式第 5 号の蓮田市補助事業等実績報告書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材にあたっては、保管場所又は防災倉庫設置場所の地図、領収書の写し又は請求書の写し及び防災資機材の写真
- ② 防災訓練にあたっては、領収書の写し又は請求書の写し及び訓練の写真又は実施を明らかにした書面

（補助金交付額の確定）

第 7 条 補助金の交付額の確定は、規則様式第 6 号の蓮田市補助金等交付額確定通知書によるものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 補助金の請求をしようとする申請者は、規則様式第 7 号の蓮田市補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第 9 条 市長は、偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けた者又は補助金を目的以外に使用した者があると認めたときは、これを取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

2 補助事業の取消しは、規則様式第 4 号の蓮田市補助事業等（変更・取消し）承認決定通知書によるものとし、補助金の返還は、規則様式第 8 号の蓮田市補助金等返還命令書によるものとする。

（書類の整備等）

第 10 条 補助金の交付を受けた組織の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区 分		品 名
防 災 資 機 材	本部運営用	作業服、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、蓄電池、投光機、コードリール、ガソリン携行缶、机、椅子、地図、その他防災本部設置に係る基礎工事費等
	情報収集用	トランシーバー、携帯用ラジオ等
	消火用	消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、ホース等
	救出救護用	はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、ジャッキ、ロープ、担架、救急セット、毛布、チェーンソー、AED (リース料を含む)、土 (水) のう袋、砂等
	避難生活用	鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機、毛布、防水シート、簡易トイレ、その他感染症対策のための衛生用品等
	避難誘導用	避難誘導旗、メガホン、強力ライト、防災用掲示板等
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		防災倉庫 (老朽化に伴う建て替えを含む)

※次に掲げるものは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 備蓄用飲料水、食料
- (2) 電波利用料等の経常的な経費や修繕等の維持管理的な費用
- (3) その他、自助の取組として備えることが適当と判断されるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

補助対象	補 助 金 額	添 付 書 類
1 自主防災組織の設立	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額	①規約 ②役員名簿 ③組織図 ④活動計画書 ⑤その他市長が必要と認めた書類
2 防災資機材の購入	補助初年度は、購入金額の 4 / 5 以内で 400,000 円を限度とする。 次年度以降は、購入金額の 1 / 2 以内で 200,000 円を限度とする。	①仕様書 (カタログ) 及び見積書 ②保管場所又は設置場所の図面 ③領収書の写し ④写真
3 防災訓練の実施	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額と訓練の実施に要する経費の実支出額のいずれか少ない額	① 実施計画書 (実施要領) ② 領収書の写し ③ 写真
注) 自主防災組織設立補助金の申請において、⑤その他市長が必要と認めた書類は、設立を証する総会議事録又は書面とする。 注) 2 以上の自治会の地域で一つの自主防災組織を設立する場合は、自主防災組織の設立及び防災訓練の実施について、「10,000 円を加えて得た額」とあるのを「10,000 円に自治会の数を乗じて得た額を加えて得た額」とし、防災資機材の購入については、限度額に自治会の数を乗じて得た額を限度とする。		

様式 (省略)

資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

『 蓮 田 市 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 』

昭和 49 年 10 月 1 日条例第 23 号

改正

昭和 53 年 7 月 3 日条例第 9 号

昭和 56 年 9 月 30 日条例第 19 号

昭和 57 年 12 月 25 日条例第 26 号

昭和 62 年 3 月 25 日条例第 7 号

平成 3 年 12 月 20 日条例第 28 号

令和元年 7 月 5 日条例第 3 号

令和元年 12 月 23 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくし

資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

ていた者に限る。) に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条から第 11 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第 2 条に規定する場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月 3 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

附 則（昭和 56 年 9 月 30 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年 7 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年 12 月 23 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 5 蓮田市災害見舞金等支給条例

『 蓮 田 市 災 害 見 舞 金 等 支 給 条 例 』

平成 3 年12月20日条例第29号

改正 平成24年 7 月 3 日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 地震により被災したとき。
- (3) 風水害その他気象災害により被災したとき。

(受給資格)

第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者とする。

- 2 前条に規定するものについては、現に住居の用に供している住家についてその居住者とする。
- 3 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(見舞金等の支給額)

第4条 見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 1 世帯につき 10 万円
- (2) 住家の半焼又は半壊 1 世帯につき 5 万円
- (3) 住家の床上浸水 1 世帯につき 2 万円
- (4) 重傷者 1 人につき 3 万円
- (5) 死亡者 1 人につき 10 万円

(支給の制限)

第5条 市長は、第 2 条に規定する災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助が適用される場合は、前条の規定にかかわらず見舞金等の支給額を減額することができる。

(申請)

第6条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から30日以内に被災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を確認し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

(見舞金等の返還等)

第8条 市長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合は、既に支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月3日条例第18号抄)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱

『蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱』

平成17年 6 月21日 要綱第40号

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が認める者をいう。

三 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施に当り、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と、応急危険度判定士との連絡調整に当る行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等の属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物を推定し、判定を行うべき施設及び区域並びに判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置をしたときは、埼玉県都市整備部建築指導課長に速やかに連絡するものとする。

資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱

- 2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対して現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

（判定体制の周知）

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会（以下「協議会」という。）と協力して広報活動等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

（応急危険度判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

（判定コーディネーターの任務）

第8条 市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び判定士の内から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

（判定方法及び判定結果の表示）

第9条 判定は、全国被災地建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

（判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等）

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

- 2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

（判定用資機材の調達等）

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

（判定活動等における補償）

第12条 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要綱」に基づく補償制度を適用するものとする。

（その他）

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

『蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱』

令和 2 年 3 月 3 1 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を対象として、蓮田市（以下「市」という。）が作成した災害時避難行動要支援者名簿および個別計画書（以下「名簿等」という。）をあらかじめ地域の避難支援等関係者に提供し、登録した避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時避難行動要支援者避難行動支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第 2 条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、市が保有する個人情報の目的外利用及び避難支援等関係者への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 介護保険で要介護認定の 3～5 を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア 1 級若しくは 2 級の者
 - イ 1 級～6 級の障がい児
- (3) 療育手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア ○A 若しくは A の者
 - イ ○A、A、B、C の障がい児
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級の者
- (5) 75 歳以上のひとり暮らし高齢者
- (6) その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で、希望するもの

(避難支援等関係者)

第 3 条 この要綱において、避難支援等関係者とは、次のとおりとする。

- (1) 自治会
 - (2) 自主防災組織
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) 蓮田市社会福祉協議会
 - (5) 蓮田市消防本部
 - (6) 岩槻警察署
 - (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- 2 避難支援等関係者は、災害時に、名簿等に登録された避難行動要支援者に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。
- 3 避難支援等関係者は、平素から避難行動要支援者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

（登録の手続き等）

第 4 条 名簿等への登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）により避難支援等関係者への情報提供に同意し、市長に申し込むものとする。

2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 申込書において情報提供に同意した者については、次条で定める登録情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿等に登録するものとする。

（登録情報）

第 5 条 名簿等に登載される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（漢字）
- (2) 氏名（フリガナ）
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 郵便番号
- (6) 住所
- (7) 電話番号
- (8) 避難支援等を必要とする事由
- (9) 自治会名
- (10) 民生委員氏名・番号
- (11) 主管課
- (12) 同意区分
- (13) 本人の状況
- (14) 緊急時の連絡先
- (15) 同居家族等
- (16) 避難者支援情報
- (17) 特記事項
- (18) 避難場所等情報

（登録内容の変更）

第 6 条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第 2 号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿等の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 市長は、名簿等の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第 1 項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（名簿等の提供）

第 7 条 市長は、第 4 条の規定に基づき新規に名簿等を作成したとき及び前条の規定により名簿情報の変更を行ったときは、速やかに旧名簿等を回収し、新名簿等を避難支援等関係者に提供す

資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

るものとする。

- 2 避難支援等関係者に提供する名簿等の配付部数は、同条第 3 項の規定による場合を除き 1 部とする。ただし、自治会については、正 1 部・副 1 部を配付するものとする。
- 3 避難支援等関係者において、避難支援体制作りのため、市から複写名簿の交付を希望する場合は、災害時避難行動要支援者名簿複写申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。市長は複写名簿の交付の可否について、災害時避難行動要支援者名簿複写可否通知書（様式第 5 号）により申請者に通知し、複写名簿を交付するものとする。

（受領書の提出）

第 8 条 避難支援等関係者は、前条第 2 項の規定により名簿等を受領したときは、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等受領書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（名簿情報の保護）

第 9 条 避難支援等関係者は、第 7 条の規定により名簿等の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等を受領した名簿等保管者は、名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
 - (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 自治会、自主防災組織においては、組織の代表者が名簿等を管理すること。
 - (4) 名簿等の保管者が変更となった場合は、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等引き継ぎ書（様式第 6 号）により名簿等の引継ぎを行い、市長に提出しなければならない。
 - (5) 名簿等は複写しないものとする。ただし、第 7 条第 3 項の規定により、市長の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 避難支援等関係者において、団体等の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ避難行動要支援者に係る名簿情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- 2 避難支援等関係者は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、避難支援等関係者に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

（登録の抹消）

第 10 条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。
- 3 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 登録者が死亡したとき。
 - (2) 登録者が市外に転出したとき。
 - (3) 登録者が第 2 条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

（市の責務）

第 11 条 市は、この要綱に基づき実施される災害時避難行動要支援者避難行動支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な避難行動要支援者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の避難支援等関係者の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施

資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

すること。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管課長及び各関係課長が協議の上、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の廃止)
- 2 蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱(平成 23 年 2 月 21 日市長決裁)は、廃止する。
- 3 前項による廃止前の蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の規定に基づき作成された登録名簿は、この要綱の規定に基づき作成された名簿とみなす。

様式(省略)

資料 1. 8 河川・下水道事業調整協議会設置要綱

『河川・下水道事業調整協議会設置要綱』

(設 置)

第 1 条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、蓮田市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と蓮田市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下〈協議会〉という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

(構 成)

第 3 条 協議会の構成は、別表 1 による。

(意見聴取等)

第 4 条 協議会は、審議のための必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、蓮田市上下水道部下水道課に置く。

(情報公開)

第 6 条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

(協議会)

第 7 条 協議会は事務局が招集し、基本事項を協議し決定する。

(担当国会議)

第 8 条 協議会に担当国会議を置き、担当国会議の構成は、別表 2 による。

- 2 担当国会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。また、事業実施計画や事業進度の調整及び事業進度の管理を行う。
- 3 担当国会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

4 担当国会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

(平成31年4月1日 改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	蓮田市	下水道局	下水道事業課
		都市整備部	道路課
		総合政策部	危機管理課
		上下水道部	下水道課

別表2 (第8条関係)

担当国会議 の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	蓮田市	下水道局	下水道事業課
		都市整備部	道路課
		総合政策部	危機管理課
		上下水道部	下水道課

資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

『蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱』

平成 29 年 2 月 24 日市長決裁

(趣旨)

- 第 1 条** この要綱は、地域防災の担い手となる人材を育成し、もって地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で蓮田市防災士資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成 12 年蓮田市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

- 第 3 条** 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内の自主防災組織又は自治会（以下この条において「自主防災組織等」という。）に所属し、当該自主防災組織の代表者の推薦を受けた者
- (2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(補助対象経費)

- 第 4 条** 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料
- (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 日本防災士機構による防災士認証の登録料

(補助金の額等)

- 第 5 条** 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額を限度とする。
- 2 補助金の交付は、1 人につき 1 回限りとする。

(交付申請の添付書類)

- 第 6 条** 規則第 6 条第 1 項第 7 号に規定する市長が必要と認める書類は、別記様式の推薦書とする。

資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(実績報告書の提出期限)

第7条 規則第13条に規定する市長が指定する期限は、日本防災士機構による防災士の認証登録を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第13条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4条に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式(省略)

《 2. 協定関係》

資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

『民間事業者との災害時応援協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
1	災害時における米穀調達に関する協定	南彩農業協同組合	平成 8 年 3 月 19 日	食糧の供給
2	災害時における LP ガス供給に関する協定	埼玉県 LP ガス協会南 埼玉支部蓮田地区	平成 8 年 3 月 29 日	LP ガスの供給
3	災害時における一般廃棄物処理県内 協力体制実施協定	埼玉県清掃行政研究 協議会	平成 9 年 6 月 2 日	一般廃棄物処理
4	広域停電事故による蓮田市防災行政 無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリ ッド(株)埼玉総支社	平成 11 年 4 月 1 日	応急活動
5	災害救助に必要となる医薬品等の調 達に関する協定	蓮田市薬剤師会	平成 13 年 3 月 22 日	医療活動
6	災害時における人員及び物資等の輸 送に関する協定	(社)埼玉県トラック 協会久喜支部	平成 17 年 7 月 11 日	物資輸送
7	災害時における優先協力要請に関す る協定	蓮田市防災対策協力 会	平成 19 年 1 月 15 日	応急活動
8	災害時における水道施設の復旧に関 する協定	埼玉県管工事業協同 組合連合会	平成 19 年 3 月 29 日	水道施設の復旧支援
9	災害時における応急生活物資供給等 の協力に関する協定	生活協同組合さいた まコープ	平成 21 年 6 月 22 日	応急生活物資の供給
10	災害時における電気設備等の復旧に 関する協定	埼玉県電気工事工業 組合	平成 21 年 12 月 3 日	電気設備等の復旧活 動
11	災害時における県立学校の使用に関 する覚書	埼玉県立蓮田特別支 援学校	平成 22 年 11 月 29 日	避難所等の施設利用
12	放射能による水道水汚染時における ミネラルウォーターの乳児向け優先 供給協定	キリンビバレッジ (株)	平成 23 年 6 月 1 日	飲料水の提供
13	県立蓮田松韻高等学校防災用施設及 び備蓄品に関する覚書	埼玉県立蓮田松韻高 等学校	平成 23 年 12 月 1 日	避難所等の施設利用
14	災害時における生活物資の供給協力 に関する協定	(株)カインズ	平成 25 年 1 月 23 日	生活物資の供給
15	災害時における救援物資提供に関す る協定	(株)伊藤園	平成 25 年 12 月 25 日	飲料水の供給
16	災害時におけるインフラ等の応急対 策業務に関する協定	蓮田新都市懇話会	平成 26 年 8 月 28 日	応急活動
17	災害時における救援物資提供に関す る協定	(株)エルビー	平成 27 年 4 月 16 日	飲料水の供給
18	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム北関 東	平成 27 年 11 月 10 日	災害情報の放送
19	地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニ ング(株)	平成 28 年 2 月 26 日	地域貢献型広告の掲 出

資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
20	災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書	キリンビバレッジバリューベンダー(株) 東京キリンビバレッジサービス(株)	平成 28 年 4 月 15 日	飲料水の供給
21	緊急災害時における飲料提供に関する協定	(株)八洋 大宮営業所	平成 28 年 4 月 28 日	飲料水の供給
22	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 28 年 5 月 24 日	被災者等相談業務
23	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日	下水道管路施設の復旧支援
24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成 30 年 2 月 2 日	地図製品等の供給
25	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成 30 年 2 月 15 日	被災者等相談業務
26	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	(株)コンチェルト	平成 30 年 6 月 18 日	防災備蓄品等の提供
27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	埼玉県石油商業組合 東部北支部	平成 31 年 2 月 4 日	石油類燃料の供給
28	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマート	平成 31 年 2 月 22 日	生活物資の供給
29	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	蓮田市歯科医師会	平成 31 年 3 月 7 日	医療活動
30	災害時における物資供給に関する協定	(株)ハセガワ	平成 31 年 3 月 15 日	物資(段ボール製品等)の供給
31	災害時における物資供給に関する協定	積水化学工業(株)武蔵工場	平成 31 年 3 月 26 日	物資(ソフトロン類等)の供給
32	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	令和元年 6 月 5 日	仮設事務所・仮設トイレ等の供給
33	災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	令和元年 7 月 2 日	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力
34	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)北関東支店	令和元年 7 月 3 日	物資の受入及び配送
35	災害時における物資供給等の協力に関する協定	(株)セキ薬品	令和元年 7 月 25 日	生活物資及び医療用品等の供給
36	災害時の医療救護活動に関する協定	蓮田市医師会	令和元年 8 月 1 日	医療活動
37	災害時における物資供給協力及び徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)長崎屋(MEGA ドン・キホーテ蓮田店)	令和元年 9 月 26 日	生活物資の供給、施設の利用
38	災害時における支援協力に関する協定	(株)東武ストア	令和元年 10 月 1 日	生活物資の供給、施設の利用
39	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	(株)スギ薬局	令和元年 11 月 1 日	生活物資及び医療用品等の供給
40	災害時における被災者救済活動協力に関する協定	(株)ベルク	令和元年 11 月 21 日	生活物資の供給、施設の利用
41	災害時における蓮田市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ケーヨー	令和元年 11 月 29 日	生活物資の供給、施設の利用

資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
42	災害時等における施設利用の協力に関する協定	人間総合科学大学	令和元年 12月19日	施設の利用
43	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	ネッツトヨタ東埼玉(株)	令和2年 3月26日	給電業務等のための車両貸出、施設の利用
44	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和2年 4月1日	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
45	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	令和2年 5月29日	災害廃棄物処理
46	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)OSG コーポレーション	令和2年 6月22日	物資(飲料水及び除菌水等)の供給
47	災害時等における消毒実施等に関する協定	一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会	令和2年 6月22日	消毒の実施
48	災害時等における消毒実施等に関する協定	都市管理サービス(株)	令和2年 7月16日	消毒の実施
49	災害時等における消毒実施等に関する協定	安住環境整美(株)	令和2年 7月30日	消毒の実施
50	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	令和2年 9月29日	電気設備等の復旧活動 ※平成23年2月7日締結協定内容を一部見直し、再締結
51	地域における包括連携に関する協定	蓮田市内郵便局	令和2年 9月29日	相互協力 ※平成29年3月27日締結 協定内容を一部見直し、再締結
52	災害時等における応援協力に関する協定	第一環境(株)	令和2年 11月5日	給水活動、漏水対応、情報収集等の協力
53	防災・減災・災害対策等リスクマネジメントの連携協力に関する協定	蓮田市商工会・人間総合科学大学	令和3年 3月12日	防災・減災・災害対策等リスクマネジメントの連携協力
54	災害時における商工会リソース(物資・サービス等)の供給に関する協定	蓮田市商工会	令和3年 3月12日	物資・サービス等の供給
55	災害時におけるプール用水及び避難場所等の提供に関する協定	(株)大宮教育センター (スウィン大教スイミングスクール)	令和3年 3月16日	プール水の提供、施設の利用
56	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	令和3年 3月25日	インターネットを活用した、避難所混雑状況確認システムの供給

資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）

資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）

『他市町との災害時相互応援協定』

	番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
相互 応 援 等	1	災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	平成 8 年 6 月 6 日	災害発生時の避難場所相互利用
	2	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	東部中央都市連絡協議会構成市町(春日部市、宮代町、白岡市、杉戸町、さいたま市岩槻区(現))	平成 8 年 11 月 27 日	避難場所の相互利用、相互応援。食料等の提供。被災者の救出及び必要な物資の提供。救援活動に必要な車両及び人員の提供。
	3	災害時における相互応援に関する協定	田園都市づくり協議会構成市町(久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町)	平成 12 年 1 月 14 日	避難場所の相互利用、相互応援。食料等の提供。被災者の救出及び必要な物資の提供。救援活動に必要な車両及び人員の提供。
	4	災害時の避難場所相互利用に関する協定	伊奈町	平成 14 年 1 月 24 日	避難場所の相互利用
	5	災害時の避難場所相互利用に関する協定	上尾市	平成 14 年 2 月 12 日	避難場所の相互利用
	6	災害時相互応援に関する協定	長野県松川町	平成 24 年 10 月 1 日	災害時の相互応援(生活必需品の供給、資機材の提供、職員の派遣等)
	7	北区と蓮田市との災害時における相互応援に関する協定	東京都北区	令和 5 年 3 月 17 日	災害時の相互応援(生活必需品等の提供、資機材等の提供、職員の派遣、施設の提供)
その他	8	原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定	静岡県焼津市	令和 5 年 3 月 27 日	原子力災害時における避難者の受入れ

資料 2. 3 災害時における協定一覧（国の機関）

『国の機関との災害時協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 8 月 10 日	各種情報の交換等

資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）

『消防機関との災害時相互応援協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
1	さいたま市・蓮田市消防相互応援協定	さいたま市	平成 18 年 9 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）
2	埼玉県央広域・蓮田市消防相互応援協定	埼玉県央広域	平成 19 年 1 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）
3	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成 19 年 7 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
4	蓮田市・久喜市消防相互応援協定	久喜市	平成 24 年 6 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団）（災害特定なし）
5	白岡市・蓮田市消防相互応援協定	白岡市	平成 25 年 4 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団）（災害特定なし）
6	蓮田市・埼玉東部消防組合消防相互応援協定	埼玉東部消防組合	平成 25 年 4 月 26 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団除く、災害特定なし）
7	東北高速道路管内市町・組合（火災・救急）間の消防相互応援協定	川口市・さいたま市・埼玉東部消防組合・羽生市・群馬県館林地区消防組合	平成 27 年 3 月 27 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
8	上尾市・蓮田市消防相互応援協定	上尾市	令和 5 年 3 月 24 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）

資料 2. 5 災害時における協定一覧（その他）

資料 2. 5 災害時における協定一覧（その他）

『その他の災害時協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成 3 年 3 月 29 日	災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県が所有する防災ヘリコプターの応援を求める
2	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	埼玉県鉄道災害消防活動連絡協議会	平成 18 年 12 月 1 日	鉄道災害における消防活動および安全管理体制の確保、公共交通機関の早期運転再開の実施を図る相互連携
3	埼玉県と消防機関及び埼玉 DMAT の災害時等における高速自動車国道等の使用の取扱いに関する協定	埼玉県	平成 19 年 11 月 27 日	災害時における高速道路の使用
4	管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 クマコン熊谷(株) 東和アークス(株)	平成 31 年 2 月 15 日	大規模火災発生時、消火用水確保のため、同事業者が保有するコンクリートミキサー車の協力により消火用水を確保する
5	蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定	埼玉県解体業協会	令和元年 12 月 13 日	消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去および破壊に関する協力

資料 2. 6 包括連携協定

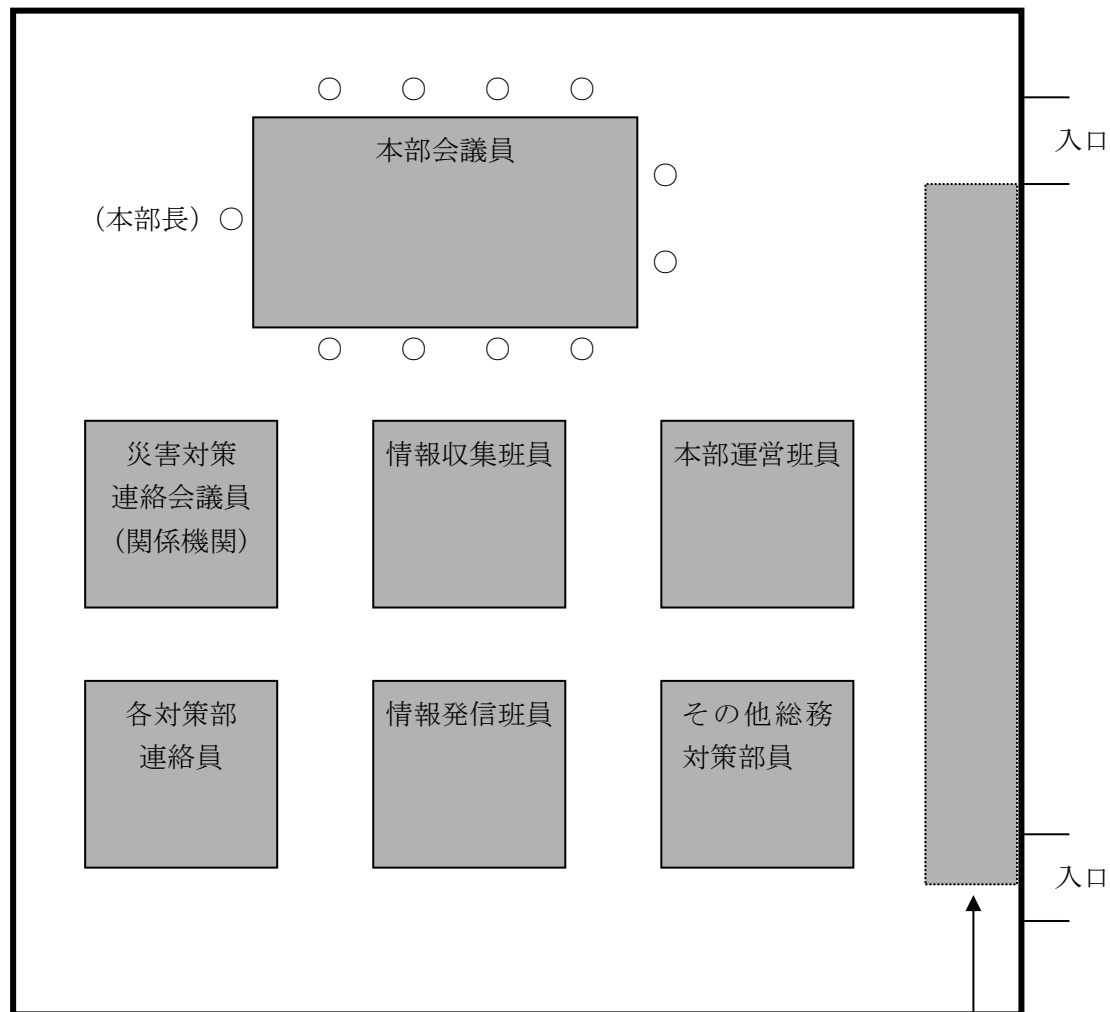
番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	連携事項
1	SDGs 推進に関する包括連携協定	蓮田市商工会青年部 一般社団法人蓮田青年会議所 一般社団法人医介・蓮田医介塾 三井住友海上火災保険株式会社	令和 3 年 6 月 23 日	防災・減災・リスクマネジメントに関すること
2	蓮田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社 (大宮支店)	令和 3 年 8 月 23 日	防災・災害対策に関すること
3	蓮田市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	令和 3 年 8 月 23 日	地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること

《 3. 組織、体制 》

資料 3. 1 災害対策本部室レイアウト

『災害対策本部室レイアウト』

<災害対策本部室（市庁舎 201 会議室、総合政策部室も兼ねる）>



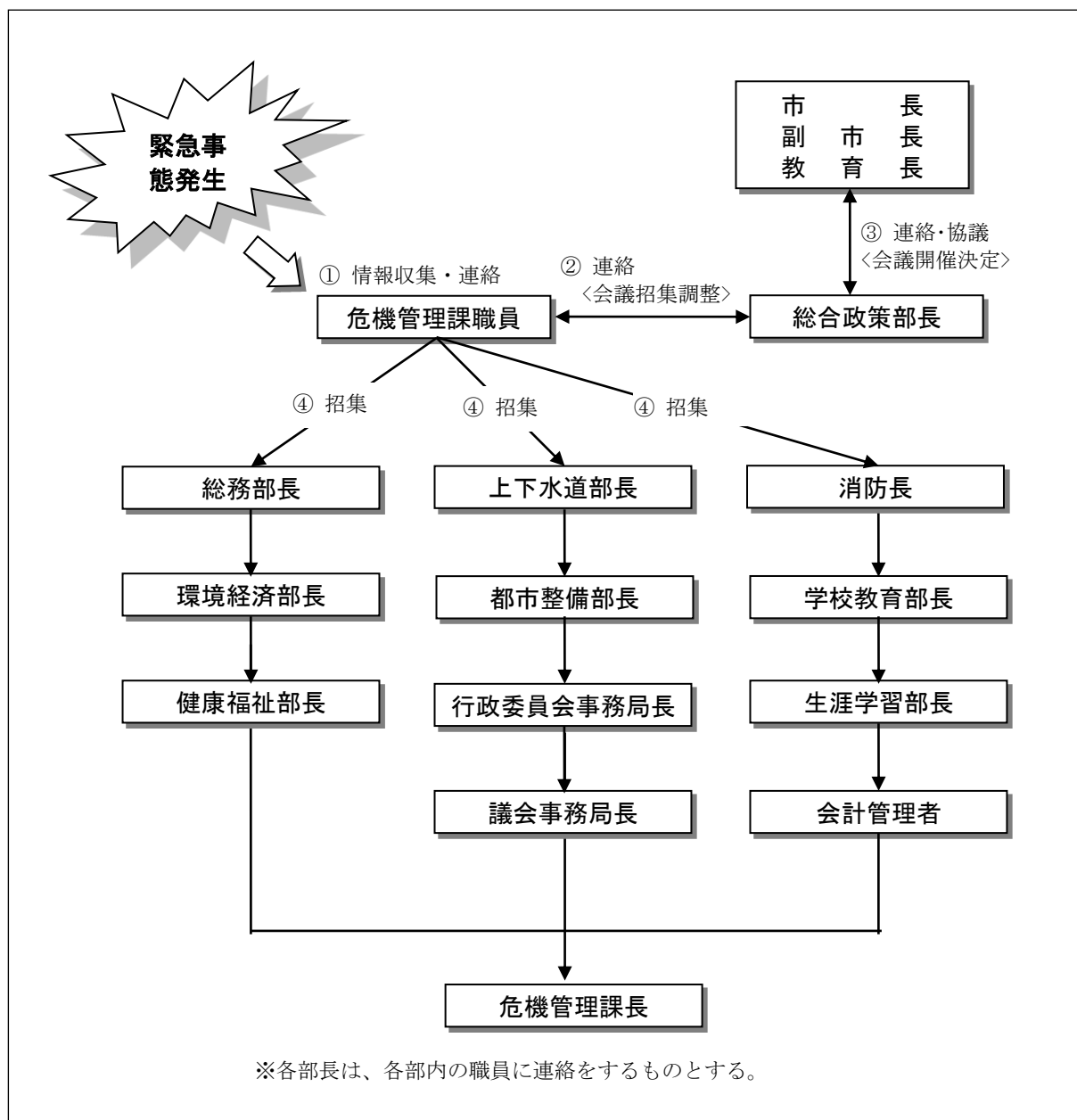
【用意するもの】

- ・ パソコン
- ・ コピー機
- ・ 無線機（移動系・I P）
- ・ T E L
- ・ 災害時優先電話
- ・ テレビ
- ・ プリンター
- ・ ホワイトボード
- ・ 地図（住宅地図）
- ・ F A X
- ・ 災害情報記録紙
- ・ 大型モニター

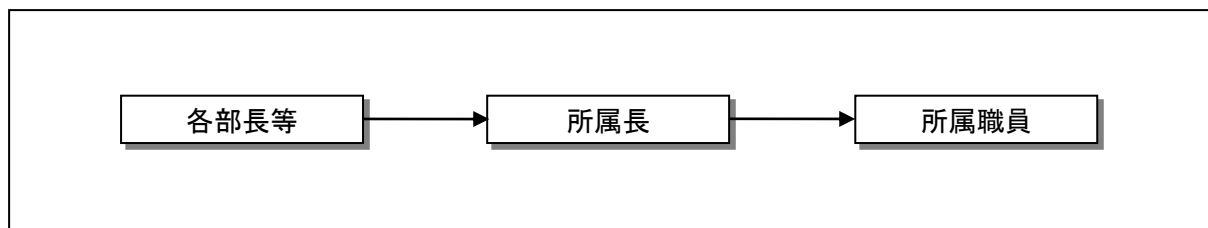
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網

『緊急対策会議等連絡網』

■危機管理課職員から各部長等への招集連絡



■各部長等から所属長、所属職員への招集連絡



《 4. 情報、広報活動 》

資料 4. 1 気象庁震度階級関連解説表

『 気 象 庁 震 度 階 級 関 連 解 説 表 』

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

『気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準』

■警報・注意報発表基準一覧

〔令和 5 年 6 月 8 日現在、発表官署 熊谷地方気象台〕

蓮田市	府県予報区	埼玉県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南東部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 —
	洪水	流域雨量指数基準	綾瀬川流域=11.7, 元荒川流域=24.5
		複合基準 ^{*1}	元荒川流域=(14, 13.3)
		指定河川洪水予報による基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	綾瀬川流域=9.3, 元荒川流域=19.6
		複合基準 ^{*1}	綾瀬川流域=(5, 9.3), 元荒川流域=(8, 12)
		指定河川洪水予報による基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
	低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下 ^{*2}	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

注) ^{*1}: (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値^{*2}: 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

■特別警報の発表基準一覧

現象の種類	基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

■雨に関する埼玉県南東部各市町の 50 年に一度の値一覧（令和 3 年 3 月 25 日現在）

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた区域	二次 細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	春日部市	333	136	222
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	草加市	364	134	243
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	越谷市	346	129	233
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	八潮市	375	137	248
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	三郷市	371	136	247
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	蓮田市	327	129	214
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	幸手市	330	140	215
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	吉川市	354	128	241
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	白岡市	328	127	214
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	宮代町	326	132	213
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	杉戸町	330	140	215
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	松伏町	339	129	232

注 1) 略語の意味は以下のとおり。

R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。(平成 28 年 3 月 8 日現在)

注 3) SWI の警報基準の欄の値は、平成 25 年 7 月時点の値である。

「-」となっているのは、基準が設定されていない。

注 4) 降水量の警報基準については、市町村によって 1 時間降水量や 3 時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については、気象庁 HP に掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html)

注 5) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 6) 特別警報は、府県程度の広がりや 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

< 参考 >

・土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

・流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

・記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の危険（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

資料 4. 3 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表

■ 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表

区分	設置場所	識別信号	呼び出し名
基地局	防災無線室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
遠隔制御器	市長公室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
	201 会議室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
	危機管理課	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
車載可搬局	14 号車	はすだ 10	はすだ イチマル
	20 号車	はすだ 11	はすだ イチイチ
	21 号車	はすだ 21	はすだ ニイチ
	24 号車	はすだ 31	はすだ サンイチ
	25 号車	はすだ 41	はすだ ヨンイチ
	26 号車	はすだ 51	はすだ ゴイチ
	27 号車	はすだ 61	はすだ ロクイチ
	青パトライト車	はすだ 71	はすだ ナナイチ
	道路課 パトライト車	はすだ 81	はすだ ハチイチ
	道路課	はすだ 82	はすだ ハチニ
	上下水道部 給水車	はすだ 91	はすだ キュウイチ
	上下水道部 パトライト車	はすだ 92	はすだ キュウニ
	上下水道部 パトライト車	はすだ 93	はすだ キュウサン
	上下水道部	はすだ 94	はすだ キュウヨン
携帯無線局	災害対策本部	はすだ 101	はすだ イチマルイチ
	災害対策本部	はすだ 102	はすだ イチマルニ
	災害対策本部	はすだ 103	はすだ イチマルサン
	災害対策本部	はすだ 104	はすだ イチマルヨン
	災害対策本部	はすだ 105	はすだ イチマルゴ
	災害対策本部	はすだ 106	はすだ イチマルロク
	災害対策本部	はすだ 107	はすだ イチマルナナ
	災害対策本部	はすだ 108	はすだ イチマルハチ
	災害対策本部	はすだ 109	はすだ イチマルキュウ
	災害対策本部	はすだ 110	はすだ イチイチマル
	消防本部	はすだ 119	はすだ イチイチキュウ
	消防本部	はすだ 120	はすだ イチニマル
	上下水道部	はすだ 201	はすだ ニマルイチ
	上下水道部	はすだ 202	はすだ ニマルニ
半固定端末局	消防本部	はすだ 301	はすだ サンマルイチ
	蓮田中央小学校	はすだ 302	はすだ サンマルニ
	蓮田南小学校	はすだ 303	はすだ サンマルサン
	蓮田南中学校	はすだ 304	はすだ サンマルヨン
	黒浜西小学校	はすだ 305	はすだ サンマルゴ
	黒浜北小学校	はすだ 306	はすだ サンマルロク
	蓮田北小学校	はすだ 307	はすだ サンマルナナ
	蓮田中学校	はすだ 308	はすだ サンマルハチ
	平野小学校	はすだ 309	はすだ サンマルキュウ
	平野中学校	はすだ 310	はすだ サンイチマル
	黒浜南小学校	はすだ 311	はすだ サンイチイチ
	黒浜小学校	はすだ 312	はすだ サンイチニ
	黒浜中学校	はすだ 313	はすだ サンイチサン
	黒浜西中学校	はすだ 314	はすだ サンイチヨン
	市民体育館 パルシー	はすだ 315	はすだ サンイチゴ

資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

■蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

(令和 3 年 4 月現在)

番号	設 置 場 所	所 在 地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
0	市役所	黒浜 2799-1	2100	1	S62
1	下蓮田防火水槽用地	蓮田 5-30	2101	2	S62 (H21)
2	消防署南分署	馬込 1-256	2102	2	S62
3	下町公民館	東 3-2-5	2103	1	S62
4	勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	2104	2	S62
5	上 2 丁目	上 2-1-4	2105	3	S62
6	元シルバー人材センター	関山 3-7-24	2106	2	S62 (H6)
7	消防本部	閏戸 178-1	2107	3	S62
8	蓮田市埋蔵文化財整理室	閏戸 265-5	2108	1	S62
9	閏戸グラウンド	閏戸 1883	2109	2	S62
10	第 3 分団	閏戸 3978-8	2110	2	S62
11	大陸団地自治会館先	閏戸 4117-105	2111	2	S62
12	松ヶ崎公園	桜台 2-18	2112	1	S62
13	川島公民館	川島 213	2113	3	S62
14	保健センター	緑町 2-3-11	2114	1	S62
15	第 6 分団	黒浜 1132-3	2115	2	S62
16	笹山集落研修センター	笹山 492-1	2116	3	S62 (H4)
17	黒浜日野手	黒浜 4963-1	2117	2	S62 (H8)
18	みずほ団地入口	江ヶ崎 1992-1	2118	2	S62
19	黒浜児童公園	黒浜 3394-4	2119	2	S62
20	黒浜小学校	黒浜 3069	2120	3	S62 (H10)
21	元御林自治会館	黒浜 3535	2121	2	S62
22	南新宿自治会館	黒浜 3834-2	2122	2	S62
23	西城沼公園	城 636	2123	1	S62
24	中道公園	西新宿 3-38	2124	3	S62
25	根金清水	根金 1311	2125	1	S62
26	寶泉寺西	井沼 824-3	2126	1	S62
27	駒崎星久院	駒崎 260-1	2127	1	S62
28	農業者トレーニングセンター	井沼 1071	2128	3	S62
29	上平野自治会館	上平野 106-3	2129	3	S62
30	高虫小日洋	高虫 1173-1	2130	3	S62
31	閏戸小谷津	閏戸 2026	2131	1	H2
32	平野団地自治会館	井沼 1157-2	2132	2	H2
33	根金自治会館	根金 436	2133	3	H3
34	南新宿請野	南新宿 898-1	2134	3	H3
35	中谷公園	西新宿 5-68	2135	1	H3
36	五反歩公園	西城 2-110	2136	2	H3

資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

番号	設 置 場 所	所 在 地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
37	閨戸栗崎	閨戸 3901	2137	2	H4
38	閨戸湿気	閨戸 3061	2138	3	H4
39	下蓮田公民館	東 6-812	2139	3	H4
40	馬込調整池脇	馬込 2-195	2140	3	H4
41	上平野八幡神社前	上平野 717-1	2141	1	H5
42	貝塚土地改良記念碑	貝塚 587	2142	1	H5
43	蓮田上中田	蓮田 1479	2143	1	H5
44	西洋関山	関山 4-1-12	2144	1	H7
45	蓮田市総合市民体育館	閨戸 2343-1	2145	2	H7
46	馬場公園	藤ノ木 4-58	2146	1	H9
47	本田公民館	根金 1005-2	2147	2	H9
48	宿十字路	黒浜 1837-4	2148	2	H11
49	貝和田公園	椿山 3-15-1	2149	2	H11
50	黒浜セキスイ化学前	黒浜 3625-5	2150	1	H11
51	榎戸公園	椿山 1-22-1	2151	3	H12
52	妙楽寺	高虫 390	2152	2	H12
53	上島公園	西新宿 1-75	2153	1	H17
54	根ヶ谷戸公園	蓮田 3-49	2154	1	H17
55	根金子供公園	根金 1791-1	2155	3	H22
56	西城	西城 1-1	2156	3	H23
57	綾瀬やすらぎふれあい公園	綾瀬 1-1	2157	2	H24
58	久台	東 3-9-23	2158	3	H24
59	高虫（氷川神社境内）	高虫 1702-1	2159	2	H25
60	黒浜公園	黒浜 4088-2	2160	3	H25
61	江ヶ崎天神台	江ヶ崎 1752-10	2161	1	H25

※ 設置年度の（ ）は移設年度

資料 4. 5 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程

『 蓮 田 市 防 災 行 政 用 無 線 局 管 理 運 用 規 程 』

	昭和 63 年	3 月 31 日	訓令第 2 号
改正	平成 2 年	9 月 28 日	訓令第 6 号
	平成 3 年	5 月 13 日	訓令第 3 号
	平成 7 年	6 月 28 日	訓令第 6 号
	平成 12 年	12 月 21 日	訓令第 14 号
	平成 18 年	5 月 25 日	訓令第 7 号
	平成 18 年	6 月 1 日	訓令第 8 号
	令和 4 年	2 月 22 日	訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、蓮田市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する蓮田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の局名等)

第 3 条 無線局の局名、種別、呼出名称及び設置場所については、次条に規定する総括管理責任が別に定める。

(無線系の総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理し、及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有するものを指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の部署に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 固定系遠隔制御装置を配備した消防本部の課
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課に設置した無線局の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、本庁にあっては当該課の課長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって様式第1号の無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の送受信操作を行うとともに、様式第2号の無線局業務日誌の記載を行う。ただし、自動通信記録装置により記録され、及び出力されたものをもってこれに代えることができる。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の送受信操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法その他関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 通信取扱責任者は、電波法その他関係法令に基づく業務書類を管理し、及び保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線局業務日誌は、毎月管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、様式第3号の無線局業務日誌抄録を毎年1月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。
- 5 通信取扱責任者は、様式第4号の無線従事者選任（解任）届及び無線局業務日誌抄録の写しを整理し、及び保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用については、別に定めところによる。

(無線設備の管理)

第13条 管理責任者は、無線系の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線系の良好な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行うものとする。
- 3 管理責任者は、無線系に故障又は異常があったときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、総括管理者にその旨を報告しなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報、通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 無線従事者及び通信取扱者に対して、無線設備の運用上必要な知識及び技能について、研修を行うものとする。。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日訓令第6号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年5月13日訓令第3号）

資料 4. 5 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程

この訓令は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 7 年 6 月 28 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 25 日訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 22 日訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 4. 6 蓮田市防災行政用無線運用要綱

『蓮田市防災行政用無線運用要綱』

令和 4 年 2 月 22 日市長決裁

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 固定系無線局（第 4 条—第 9 条）
- 第 3 章 移動系無線局（第 10 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、蓮田市防災行政用無線局管理運用規程（昭和 63 年蓮田市訓令第 2 号）

第 12 条の規定に基づき、固定系無線局及び移動系無線局の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（通信の種類）

第 2 条 通信の種類は、平常通信及び非常通信とする。

2 非常通信とは電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 74 条第 1 項に規定する通信をいい、平常通信とは非常通信以外のものをいう。

（通信の方法）

第 3 条 通信は、別表により行うものとする。

第 2 章 固定系無線局

（通信事項）

第 4 条 通信は、免許状に記載された目的に沿って行い、次の事項とする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する事項
- (2) 人命その他特に緊急を要する事項
- (3) 市の行政について市民に周知させ、又は協力を必要とする事項
- (4) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条に定められた事項

（通信時間）

第 5 条 無線局の運用許容時間は、常時とする。

- 2 定時通信を行う。
- 3 非常通信は、災害等緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときその都度通信する。

（通信の申込み）

第 6 条 固定系親局から通信する場合は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 各課等の長は、所管の事務で特に通信によって住民に伝達する必要があるときは、様式第 1 号の防災行政無線通信依頼書を、通信を希望する 3 日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限

りでない。

- (2) 管理責任者は、前項に定める通信依頼書の提出を受けたときはその内容を検討し、必要とするものについて通信を行うものとする。

(通信の制限)

第 7 条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第 8 条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき、無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(執務時間外の通信)

第 9 条 執務時間外の通信は、消防本部が行う。

第 3 章 移動系無線局

(通信事項)

第 10 条 通信は、免許状に記載された目的に沿って行い、次の事項とする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する事項
- (2) 人命その他特に緊急を要する事項
- (3) 一般行政連絡に関する事項
- (4) その他総括管理者が特に必要と認める事項

(通信の原則)

第 11 条 通信を行うときは、次のことを守らなくてはならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して通信の出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(通信時間)

第 12 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 13 条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用してはならない。

(通信の簡素化)

第 15 条 呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、相手局

又は自局の呼出名称及び「こちらは」を省略することができる。ただし、呼出しにおいて自局の呼出名称を省略したときは、その通信中に少なくとも 1 回以上自局の呼出名称を送信するものとする。

(非常通信の方法)

第 16 条 非常通信は、次の方法により行うものとする。

- (1) 非常通信において連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出し又は応答の前に「ヒジョウ」を 3 回送信して行う。
- (2) 一括呼出しも同様「はすだ各局」の前に「ヒジョウ」を送信する。
- (3) 「ヒジョウ」を前置した呼出しを受信した無線局は、非常呼出しに応答する場合を除くほか、これに混信を与えるおそれのある電波の発射を停止して、その非常通信を傍受しなければならない。

(混信の防止)

第 17 条 無線局は、他の無線局に、その運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

第 4 章 雑則

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

固定系無線局

放送方法	チャイム こちらは ぼうさいはすだです。 〇〇より、お知らせします。 <内容> くりかえし、（1 回以下） 〇〇より、お知らせします。 <内容> 以上、ぼうさいはすだです。 チャイム
------	--

移動系無線局

呼出し	相手局呼出名称 こちらは 自局呼出名称	3 回以下 1 回 3 回以下
応答	相手局呼出名称 こちらは 自局呼出名称 どうぞ	3 回以下 1 回 1 回 1 回
通報の送信	通報事項 どうぞ	1 回 1 回
通報の解信	了解	1 回
通信の終了	以上 自局呼出名称	1 回 1 回
一括呼出し	はすだ各局 こちらは 自局呼出名称 どうぞ	3 回以下 1 回 3 回以下 1 回

資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

『 地 震 災 害 の 場 合 』

■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

ただいま、市内で震度〇の地震がありました。
火を消してください。

危険を感じた場合は、速やかに避難してください。
その際、自動車による避難はやめてください。

今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板等が落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。
テレビやラジオの情報に注意し、落ちついて行動してください。

■火災発生状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 〇〇付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。

■避難指示、避難誘導

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。
- ◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締まりをして家族揃って早く避難してください。
- ◎ 〇〇の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難してください。
- ◎ ただいま、〇〇一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難してください。

■避難所の周知

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
〇〇地区の避難所は〇〇と〇〇に設置されています。また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。

資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

■重症者受入可能医療機関の周知

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 地震により重症を負われた方の診療・受入は、〇〇病院、〇〇病院（市内、市周辺を含めて）で行っております。

しかしながら、重症者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織等で、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。

なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

■被害の状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方 〇〇人、 行方のわからない方 〇〇人

重症者 〇〇人、 軽症者 〇〇人

全壊家屋 〇〇棟、 半壊家屋 〇〇棟

- ◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。

テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

■交通の状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 現在、市内のすべての道路（もしくは、〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市内のみなさんは、自動車は使用しないでください。

- ◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

『 風 水 害 の 場 合 』

■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：大雨洪水警報発表

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

大雨・洪水警報が発表されました。

河川が氾濫したりする恐れがあります。

停電したり、断水する恐れがあります。

〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。

断水に備えて、飲料水をためてください。

テレビやラジオの情報に注意してください。

資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：台風接近時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

台風〇号に関する情報をお知らせします。

大型で非常に強い台風〇号は、明日早朝埼玉県を通過する恐れがあります。

最大瞬間風速は〇mで、これは19〇〇年に襲来した台風〇号に風力・進路が非常に似ています。

暴風圏に入りますと、トタン、瓦等が飛び散り、非常に危険ですので、ベランダのものはかたづけ、厳重な戸締まりを行い、屋外に出ないようにお願いします。

今後のテレビ・ラジオの気象情報に注意し、厳重に警戒してください。

■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：落雷発生時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

〇〇地区で落雷によりけが人が出ています。

非常に危険ですので外出は控えてください。

■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：危険がある時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

強風により〇〇で電柱が倒れています。

大変危険ですので近づかないようにしてください。

■発災直後：避難指示、避難誘導

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

〇〇川が氾濫しました。

〇〇地区の人は、直ちに〇〇へ避難してください。

お互いに助け合って直ちに避難してください。

■発災後：交通の状況、避難所の周知

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

◎ 〇〇川の水位が下がりはじめましたが、なお警戒が必要です。
国道〇〇号、県道〇〇号、市道〇〇号は現在通行止めです。

◎ 避難所は〇〇に開設しています。
飲料水や食料は避難所で配布しています。

資料 4. 8 被害状況判定基準

■被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月以上の治療を要する見込みのあるものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月未満で治療のできる見込みのものとする。
2 住家の被害※	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	構造物の単位で 1 つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要構造部の損害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものは除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により「大規模半壊」についても認定基準に加えられた。

「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。

被害区分		判 定 基 準
5 その他の被害	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、運行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

《 5. 消防関連 》

資料 5. 1 消防団構成

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分 分団名	組織及び階級別実員数						
	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
団本部	8 (5)	1	2				5 (5)
第 1 分団	20			1	1	2	16
第 2 分団	21			1	1	2	17
第 3 分団	18			1	1	2	14
第 4 分団	23			1	1	2	19
第 5 分団	21			1	1	2	17
第 6 分団	16			1	1	2	12
合計	127 (5)	1	2	6	6	12	100 (5)

注) () 内は女性の人数

資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分 分団名	所 在 地	構造／階数	延べ面積	完成
第 1 分団	東 5 丁目 7 - 2	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 15 年 3 月
第 2 分団	上 2 丁目 1 3 - 2	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 13 年 3 月
第 3 分団	閏戸 3 9 7 8 - 8	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 17 年 3 月
第 4 分団	井沼 1 0 6 3 - 8	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 25 年 11 月
第 5 分団	黒浜 3 9 3 3 - 6	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 24 年 3 月
第 6 分団	黒浜 1 1 3 2 - 3	鉄骨 2 階	102.06 m ²	平成 18 年 3 月

資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

分団名	車 名・型 式	ポンプ仕様
第 1 分団	いすゞ PB-NKR81N	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型
第 2 分団	日野 TKG-XZU640M	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型
第 3 分団	日野 BDG-XZU334M	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型
第 4 分団	日野 TKG-XZU640M	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型
第 5 分団	日野 TKG-XZU640M	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型
第 6 分団	いすゞ PB-NKR81N	(株) モリタ A-2 級 CD-I 型

《 6. 医療、救護、環境、衛生 》

資料 6. 1 トリアージタグ

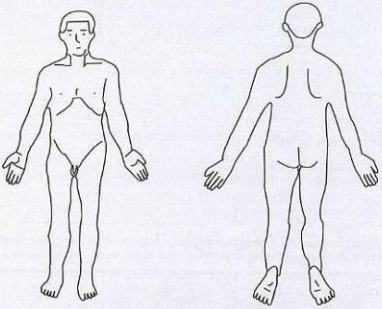
『トリアージタグ』

(表面)

(裏面)

(災害現場用)			
No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 O I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			

(黒)	O
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

特記事項	
	
(黒)	O
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

■救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

名 称	所在地	電話番号	診療科目
独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	蓮田大字黒浜 4147	048-768-1161	内、外、小、神内、呼、循、整、呼外、皮、歯外、 眼、耳、アレ、リハ、放、歯、リウ
蓮田病院	蓮田市大字根金 1662-1	048-766-8111	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外科、放、脳、 整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循内、歯、 リハ、歯外、麻
医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764-6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、 麻、消内、リハ、糖尿病内科、腎
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎 内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、 リハ、放、麻、救急、呼外、心血、乳外、病理 診断科、肛外、消化器外科、リウ、 小外、脳神経内科
東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6-5	0480-58-2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、心 外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、形、リ ハ、呼内、内分泌内科、麻、泌
新井病院	久喜市久喜中央 2-2- 28	0480-21-0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛門 外科、脳、乳外、整、糖尿病内科、リウ、肝臓 内科、アレ、リハ、泌、呼外、膠原病内科
蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	0480-21-0061	整、形、リハ
医療法人土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1- 10	0480-21-0766	小、内、皮、神、アレ、精
栗橋病院	久喜市小右衛門 714- 6	0480-53-8686	内、外、リハ、整、消内、循内、皮、形
医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081	整、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、消内、 循内
社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、眼、 放、循内、呼内、消内、糖尿病・代謝・内分 泌内科、神内、消化器外科、乳腺・内分泌外 科、血管外科、リウ
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、脳、 リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外科、救 急科、神内、美、乳外
久喜メディカルクリニック	久喜市下早見 1183-1	0480-25-6555	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、気 管食道外科、消内、消化器外科
しらさきクリニック	久喜市久喜新 1180-1	0480-22-9900	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、呼 内、糖尿病内科、皮、泌

資料）埼玉県病院・救急診療所名簿（令和 5 年 4 月 1 日現在）より

【診療科目の略号対応表】

略号	説明	略号	説明	略号	説明	略号	説明
内	内科	循	循環器科	泌	泌尿器科	麻	麻酔科
外	外科	整	整形外科	産婦	産婦人科	心療	心療内科
小	小児科	形	形成外科	歯外	歯科口腔外科	呼内	呼吸器内科
精	精神科	脳	脳神経外科	眼	眼科	腎	腎臓内科
美	美容外科	呼外	呼吸器外科	耳	耳鼻咽喉科	救	救急科
神内	神経内科	心血	心臓血管外科	リハ	リハビリテーション科	リウ	リウマチ科
呼	呼吸器科	小外	小児外科	放	放射線科	消内	消化器内科
循内	循環器内科	循外	循環器外科	心外	心臓外科	乳外	乳腺外科
消	消化器科	皮	皮膚科	歯	歯科	婦	婦人科

資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）

■災害拠点病院（埼玉県）

[令和 5 年 6 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	0570-08-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料 6. 4 救命救急センター（埼玉県）

■救命救急センター（埼玉県）

[令和 5 年 11 月現在]

病院名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎埼玉医科大学総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日 赤	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	独立行政法人	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団 済生会 支部埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888

注) 「病院名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

資料 6. 5 市内寺院一覧表

■市内寺院一覧表

名 称	住 所	電話番号
真浄寺	黒浜 983	048-768-8153
長松寺	関山 3-2-27	048-769-0514
天照寺	高虫 1011	048-766-9518
秀源寺	閨戸 3966	048-766-2220
養牛寺	閨戸 750	048-766-2220
薬照院	井沼 151	048-766-9439
慶福寺	蓮田 4-104	048-768-1537
平源寺	上平野 596	048-766-9751
星久院	駒崎 262	048-766-9813
林昌寺	南新宿 865	048-768-7427
保福寺	江ヶ崎 1929	048-768-1055
寶泉寺	井沼 795	048-766-1138
妙楽寺	高虫 388	
白蓮寺	江ヶ崎 2082-2	048-765-0678

資料 6. 6 火葬場

■火葬場

名 称	住 所	電話番号
埼葛斎場組合	春日部市大字内牧 1431	048-752-3441

資料 6. 7 蓮田市管工事業協同組合名簿

■蓮田市管工事業協同組合名簿

〔令和 3 年 4 月 1 日現在〕

会 社 名	住 所	電話番号
ハギワラ(株)	黒浜 1899-7	048-768-4788
(株)共栄設備	江ヶ崎 1711	048-768-2012
本沢住設(株)	江ヶ崎 1177-7	048-764-1924
(有)小山設備	根金 896-18	048-766-3355
小船設備	上 2-2-4	048-769-0299
(有)渋谷さく泉工業所	黒浜 4749-11	048-768-1229
(有)あらい水道	関山 1-1-13	048-768-5508
飯野設備	上 1-7-5	048-768-1672
(有)かみやせつび	伊奈町大字小室 5742-1	048-721-1901
(有)斎藤商会	根金 1551-1	048-766-9508
たけのや電気商会	見沼町 7-21	048-768-1728

《 7. 輸送、交通 》

資料 7. 1 緊急時ヘリコプター離発着場

■緊急時ヘリコプター離発着場

離 発 着 場	住 所	連 絡 先
蓮田中学校	閩戸 147-1	048-768-0064
蓮田南中学校	蓮田 1519	048-769-2021
蓮田市総合市民体育館	閩戸 2343-1	048-768-1717
蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	048-768-7820

資料 7. 2 市内の緊急輸送道路と重要道路

■埼玉県地域防災計画に定められた緊急輸送道路

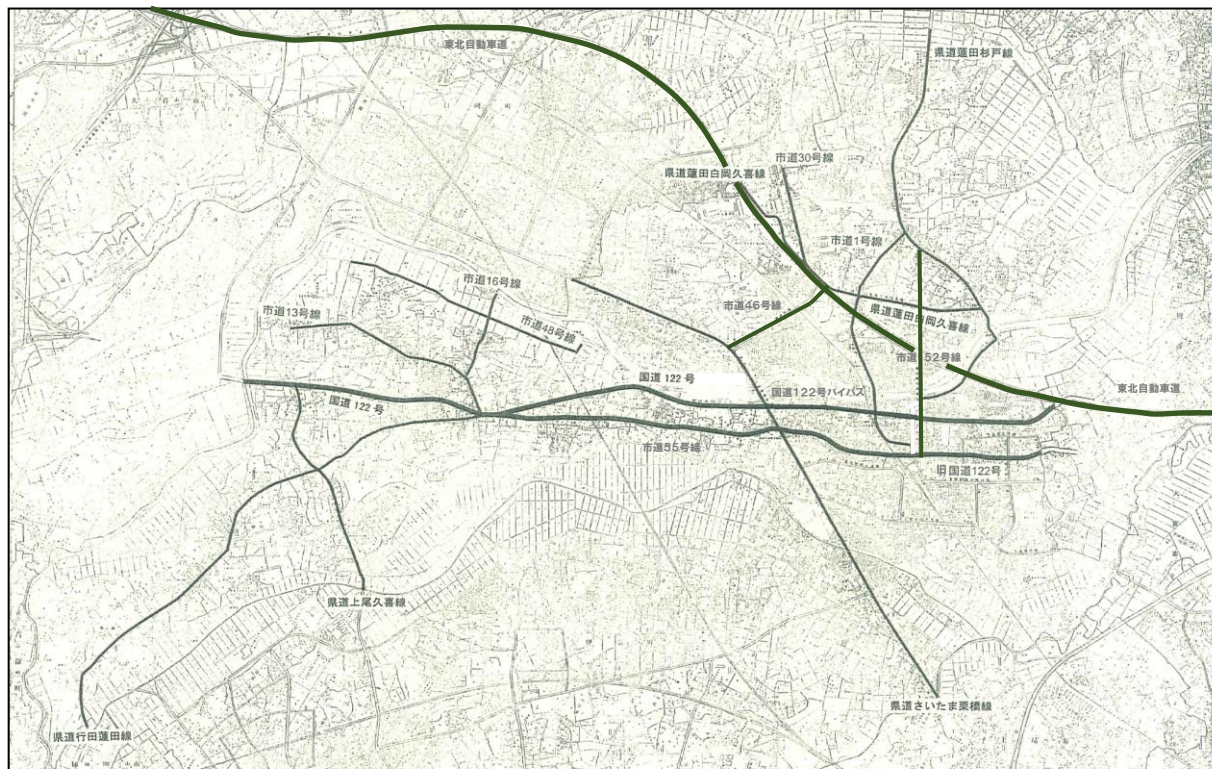
種別	路線	区間
第一次特定緊急輸送道路	東北自動車道	川口 JCT～羽生市
第一次特定緊急輸送道路	国道 122 号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～東（122 号との交差点）
第一次特定緊急輸送道路	国道 122 号	蓮田市東（122 号との交差点）～羽生市
第一次特定緊急輸送道路	県道さいたま栗橋線	上尾市～久喜市高柳
第二次緊急輸送道路	県道上尾久喜線	上尾市～蓮田市根金（122 号との交差点）
第二次緊急輸送道路	県道蓮田杉戸線	蓮田市黒浜（蓮田白岡久喜線との交差点）～江ヶ崎（さいたま市境）
第二次緊急輸送道路	県道蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（蓮田杉戸線との交差点）～黒浜（蓮田松韻高校への入口）
第二次緊急輸送道路	市道 1437 号線	黒浜 2808 番 1～黒浜 2808 番 2
第二次緊急輸送道路	市道 46 号線	椿山 2 丁目 216 番 700～黒浜 2808 番 15
第二次緊急輸送道路	市道 50 号線	黒浜 2808 番 15～黒浜 2808 番 1

■蓮田市に係る重要道路

路線	区間
国道 122 号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～東（122 号との交差点）
国道 122 号	蓮田市東（122 号との交差点）～閩戸（閩戸交差点）
県道東門前蓮田線（旧国道 122 号）	蓮田市馬込（市道 1029 号との交差点）～東（蓮田鴻巣線との交差点）
県道蓮田鴻巣線（旧国道 122 号）	蓮田市東（東門前蓮田線との交差点）～上（市道 55 号線との交差点）
県道行田蓮田線	蓮田市閩戸（閩戸交差点）～高虫（桶川市境）
県道さいたま栗橋線	蓮田市綾瀬（伊奈町境）～西新宿（白岡市境）
県道蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（県道蓮田杉戸線との交差点）～黒浜（白岡市境）

県道蓮田杉戸線	蓮田市東（国道 122 号交差点）～江ヶ崎（さいたま市境）
市道 1 号線	蓮田市東（東 1 丁目地内）～黒浜（黒浜小学校前交差点）
市道 13 号線	蓮田市閩戸（閩戸交差点）～根金（県道上尾久喜線）
市道 16 号線	蓮田市貝塚（貝塚交差点）～貝塚（八幡橋）
市道 30 号線	蓮田市黒浜（東京セキスイ工業(株)前）～黒浜（白岡市境）
市道 46 号線	蓮田市城（城交差点）～黒浜（市役所入口交差点）
市道 48 号線	蓮田市閩戸（市民体育館入口）～根金
市道 52 号線（蓮田駅東口黒浜線）	蓮田市東（川島久伊豆神社前）～黒浜（藤ノ木坂交差点）
市道 55 号線（旧国道 1 2 2 号）	蓮田市上（蓮田鴻巣線との交差点）～閩戸（閩戸南交差点）
市道 1029 号線（旧国道 1 2 2 号）	蓮田市馬込（さいたま市境）～馬込（東門前蓮田線との交差点）
市道 1615 号線	蓮田市東（川島久伊豆神社前）～黒浜（県道蓮田杉戸線交差点）
市道 3563 号線	蓮田市黒浜（県道蓮田白岡久喜線交差点）～黒浜（黒浜南小学校南交差点）

■市内の緊急輸送道路と重要道路



《 8. 避難活動、要配慮者関連》

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

『高齢者等避難、避難指示発令の判断基準』

1 避難の目安の検討

(1) 避難に必要な時間

高齢者等避難、避難指示から、避難完了までは、以下の工程を経て行われる。

- ・ 高齢者等避難の情報伝達
- ・ 避難指示の情報伝達
- ・ 避難者の準備
- ・ 避難移動
- ・ 余裕時間

ここでは、荒川破堤時における上記の各工程にかかる時間の検討を行った。

高齢者等避難、避難指示の伝達時間は、市の面積が 27. 28km²、東西の距離が約 4 km、南北の距離が約 12 km と小さいこと。防災行政無線がほぼ全域の設置されていることから、30 分程度で伝達が可能と考えられる。

なお、水害時には、伝達装置の故障など、不測の事態が起こりがちなので、避難指示等の伝達には、複数のルートを設定し、万全を期す必要がある。

② 避難移動時間

避難行動に関する所要時間として、移動時間以外については「準備に 30 分」、「避難移動の余裕に 30 分」とした。避難移動については、大河川破堤時及び中小河川洪水時で異なるために別個に取り扱うこととした。

【大河川破堤時】

大河川破堤時における避難移動については、荒川破堤時では、非浸水域から浸水域最遠点までの距離が約 6 km であること。避難移動は徒歩が原則であるが、避難が雨天時であったり、経路上に一部浸水している箇所があったりする可能性から、移動速度は毎時約 2 km と考えられることから、

避難移動距離 (6 km) ÷ 移動速度 (2 km/h) + 1. 5 時間 (情報伝達・避難者行動準備・余裕) = 避難時間 (4. 5 時間)

となり、避難行動に必要な時間を 4. 5 時間とする。

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

避難工程		必要時間	備考
高齢者等避難、 避難指示	情報伝達	0.5 時間	市の面積が小さく、広報は 30 分で可能
避難者行動	準備	0.5 時間	—
	避難行動	3.0 時間	徒歩による移動を原則とする
	余裕	0.5 時間	不測の事態のための余裕
避難に必要な時間		4.5 時間	

【中小河川洪水時】

中小河川における洪水時の避難移動については、浸水域から、避難場所までの移動距離が約 2 km 以内であること。避難移動は徒歩が原則であるが、避難が雨天時であったり、経路上に一部浸水している箇所があったりする可能性から、移動速度は毎時約 2 km と考えられることから、

避難移動距離（2 km）÷ 移動速度（2 km/h）＋1.5 時間（情報伝達・避難者行動準備・余裕）＝
避難時間（2.5 時間）

となり、避難行動に必要な時間を 2.5 時間とする。

避難工程		必要時間	備考
高齢者等避難、 避難指示	情報伝達	0.5 時間	市の面積が小さく、広報は 30 分で可能
避難者行動	準備	0.5 時間	—
	避難行動	1.0 時間	徒歩による移動を原則とする
	余裕	0.5 時間	不測の事態のための余裕
避難に必要な時間		2.5 時間	

2 避難の目安

(1) 大河川破堤時

荒川及び利根川の氾濫シミュレーションによれば、氾濫流破堤点から蓮田市に到達するまでに約 12 時間かかるとされている。また、避難に要する時間は 4.5 時間で 12 時間以内に収まることがわかっており、避難指示等の発令は、破堤発生時としても間に合うと考えられる。

(2) 中小河川浸水時

平成 10 年 3 月の蓮田市洪水ハザードマップ検討委員会報告書では、次のような内容が記されている。

『蓮田市における洪水実績からは、内水のみで避難勧告を発令するには、過大となることが示唆されている。しかし、「河川の水位が現況の堤防を越える可能性があり、なおかつ、降雨が継続しているとき、または避難が必要と判断されるとき」避難勧告を発令することが適当と考える。』

令和 3 年 5 月 20 日から、避難勧告は廃止されたが、このような考え方を基本としつつ、河川上流域での水位も注視し、避難指示等の発令を行う。

河川名	利根川（水位観測所 栗橋地点）	
対象地区	元荒川左岸地区	江ヶ崎地区、黒浜地区、笹山地区、緑町地区、藤ノ木地区、椿山地区、城地区、西城地区、西新宿地区
	元荒川右岸地区	川島地区、桜台地区、（大字）蓮田地区、東地区、上地区、関山地区、御前橋地区、綾瀬地区、山ノ内地区、閨戸地区、貝塚地区、駒崎地区、根金地区、井沼地区、上平野地区、高虫地区
高齢者等避難	・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（9.2m）に到達 【参考】 八斗島（群馬県伊勢崎市）はん濫危険水位（危険水位）（4.1m）	
避難指示	・漏水等破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（9.2m）に到達 ・破堤を確認かつ元荒川・綾瀬川の上流域で異常増水を確認	
情報の入手先	利根川洪水予警報	・熊谷地方气象台（発表：気象庁予報部） ・埼玉県杉戸県土整備事務所 ・埼玉県総合治水事務所 ・国土交通省利根川上流河川事務所
	県南東部（蓮田市）の洪水警報	・熊谷地方气象台
	雨量情報	・熊谷地方气象台 ・市消防本部雨量計、国土交通省雨量観測所（蓮田北小）

久喜市

幸手市

白岡市

宮代町

杉戸町

伊奈町

桶川市

蓮田市

さいたま市

五霞町

上尾市

凡例

浸水した場合に予想される水深
(ランク別)

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間
- 10.0～20.0m未満の区間

洪水浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川

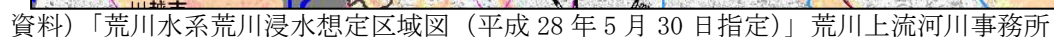
河川等範囲

市区町村界

資料 - 66

■大河川破堤（荒川）

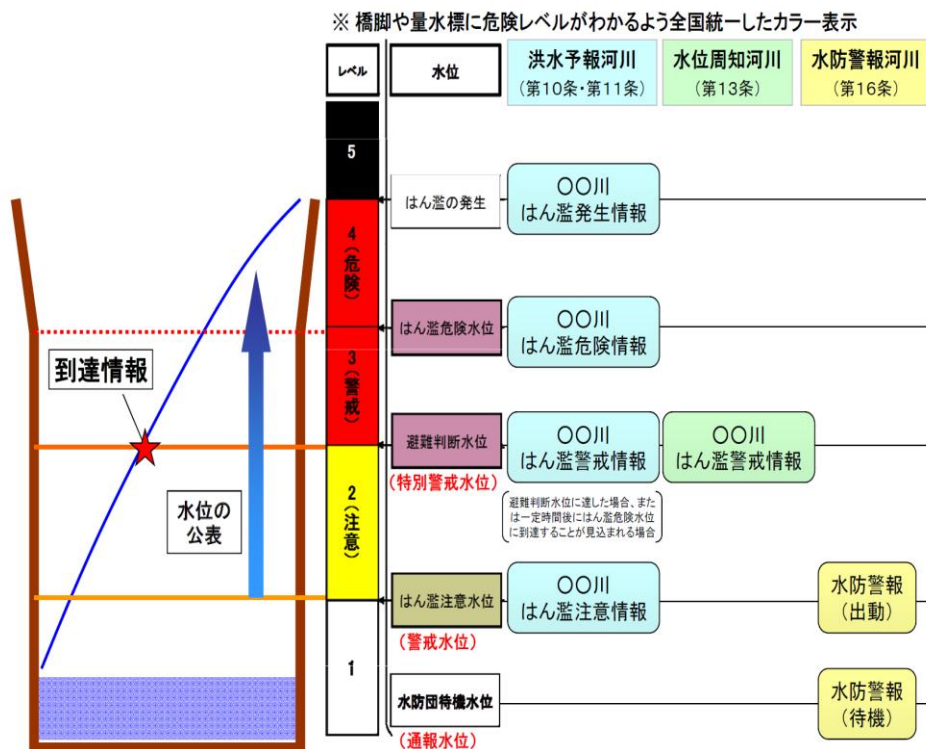
■荒川浸水想定区域図



■ 中小河川洪水（元荒川）

河川名	元荒川（水位観測所 西新宿ポンプ場）	
対象地区	元荒川 左岸地区	江ヶ崎地区、黒浜地区、笹山地区、緑町地区、藤ノ木地区、椿山地区、西城地区、西新宿地区
	元荒川 右岸地区	川島地区、桜台地区、関山地区、閨戸地区、貝塚地区、根金地区、井沼地区、上平野地区、高虫地区
高齢者等避難	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①西新宿ポンプ場でT. P9. 2mを越え、ポンプ場水門の越水が始まり、近隣の地区で宅地内浸水や道路冠水が発生。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合。 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「警戒」が出現した場合。	
避難指示	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①床下浸水や道路冠水等が多く発生し、被害が拡大。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「危険」（紫）が出現した場合。	
情報の入手先	河川情報	- 埼玉県杉戸県土整備事務所 - 埼玉県総合治水事務所 - 水資源機構利根導水総合事業所見沼管理所（末田須賀堰）
	県南東部（蓮田市）の洪水警報	熊谷地方气象台
	雨量情報	- 熊谷地方气象台 - 市消防本部雨量計、国土交通省雨量観測所（蓮田北小）

『水位情報模式図』

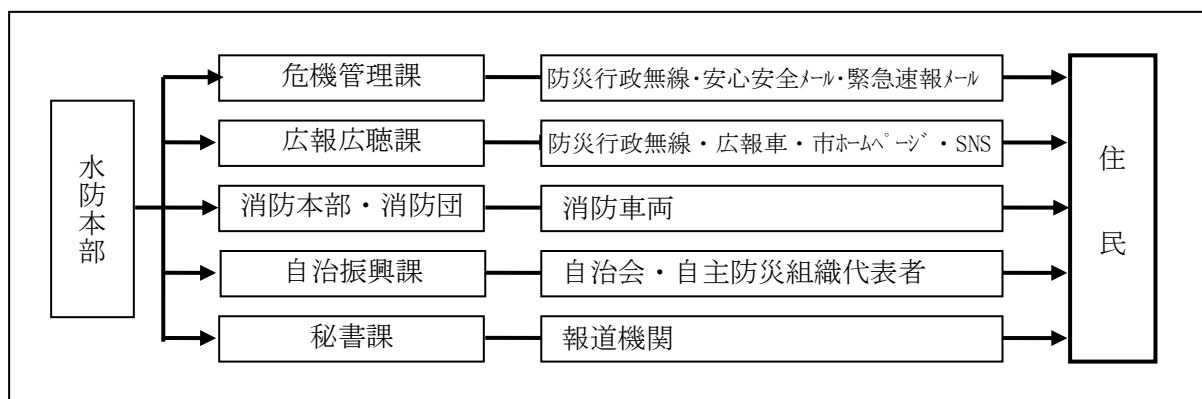


■避難指示等

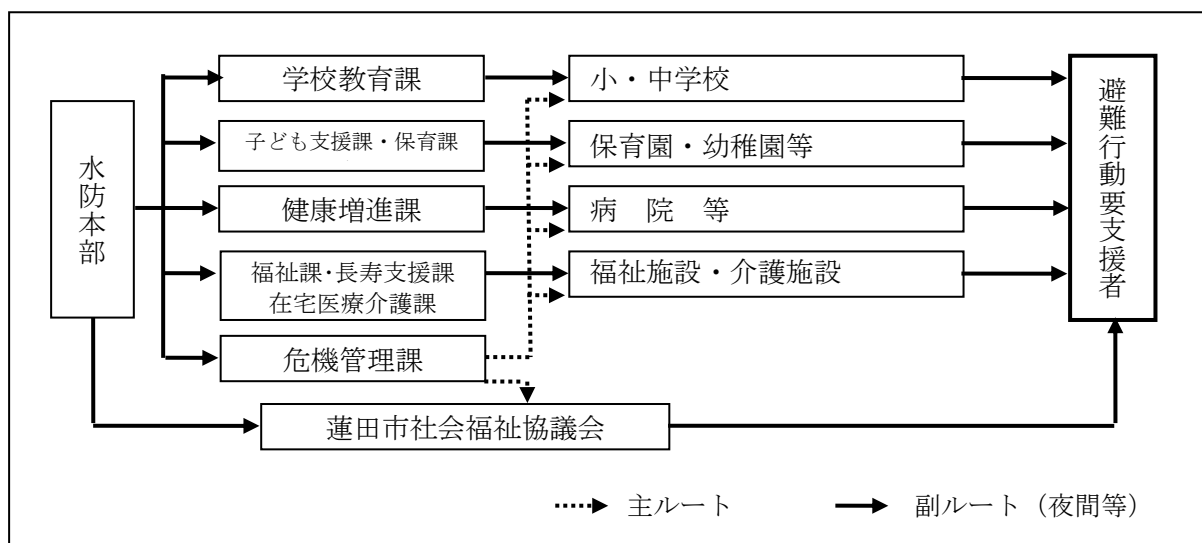
種別	市からの呼びかけの内容（例）	とるべき行動
高齢者等避難	大雨・洪水警報が発令されました。 荒川・利根川が増水しています。 荒川・利根川の堤防が決壊するおそれがあります。 避難の準備をしてください。	・いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。 ・ラジオ・テレビの放送、市役所からの広報に注意しましょう。 ・お年寄りや子供は早めに避難しましょう。
避難指示	荒川・利根川の堤防が〇〇で決壊しました。元荒川・綾瀬川が増水しています。直ちに避難所に避難してください。	・近くの避難所に直ちに避難しましょう。

『避難指示等の伝達手段・伝達先』

■住民への伝達



■要配慮者・福祉関係機関への伝達



資料 8. 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002
5	堂山公園	上 2-3571	
6	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073
7	蓮田中学校 ※	閨戸 147-1	768-0064
8	蓮田北小学校 ※	閨戸 3236	766-2015
9	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377
10	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180
17	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308
20	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974
21	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622
22	中道公園	西新宿 3-83	
23	五反歩公園	西城 2-110	
24	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2	
25	上島公園	西新宿 1-75	
26	小学校予定地運動場	蓮田 4-154	
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820
28	根ヶ谷戸公園	蓮田 2-243	
29	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743
31	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833
32	西城沼公園	城 637-1	769-4142
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191
34	山ノ内公園	山ノ内 1-2	
35	桜台防災広場	桜台 1-551-2	
36	根金防災公園	根金 1792	

資料 8. 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

37	総合市民体育館 ※※	閏戸 2343-1	768-1717
----	------------	-----------	----------

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

注 2) 総合市民体育館施設（建設予定の付属施設を含む）は、物資集積拠点を兼ねる。

■指定緊急避難場所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021	25,320	13,444	6,722
3	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	15,786	6,200	3,100
5	堂山公園	上 2-3571		9,000		4,500
6	蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073	19,753	10,016	5,008
7	蓮田中学校	閏戸 147-1	768-0064	23,421	11,220	5,610
8	蓮田北小学校	閏戸 3236	766-2015	16,529	5,845	2,922
11	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	20,617	9,813	4,906
13	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	18,096	6,170	3,085
14	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	23,333	14,263	7,131
15	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	27,594	12,893	6,446
16	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	20,437	7,744	3,872
17	黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169	21,064	10,926	5,463
18	平野中学校	井沼 932	766-9003	22,210	8,660	4,330
19	平野小学校	井沼 937	766-1308	11,289	4,720	2,360
21	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622	45,000		22,500
22	中道公園	西新宿 3-83		11,000		5,500
23	五反歩公園	西城 2-110		4,700		2,350
24	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2		3,300		1,650
25	上島公園	西新宿 1-75		4,200		2,100
26	小学校予定地運動場	蓮田 4-154		16,952		8,476
27	蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	39,138	12,857	6,428
28	根ヶ谷戸公園	蓮田 2-243		16,226		8,113
32	西城沼公園	城 637-1	769-4142	44,684	41,098	20,549
33	蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	19,274	9,205	4,602
34	山ノ内公園	山ノ内 1-2		11,786		5,893
35	桜台防災広場	桜台 1-551-2		5,105		2,552
36	根金防災公園	根金 1792		1,850		925
計						157,093

■指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021	946	573	157
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074	808	489	134
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002	487	295	81
6	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
7	蓮田中学校 ※	閏戸 147-1	768-0064	838	507	139
8	蓮田北小学校 ※	閏戸 3236	766-2015	727	440	121
9	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377	410	248	68
10	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111	227	137	37
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814	789	478	131
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850	100	60	16
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180	785	475	130
17	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169	737	446	122
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	533	146
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308	677	410	112
20	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974	880	533	146
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
29	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
31	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833	227	137	37
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	423	116
37	総合市民体育館 ※※	閏戸 2343-1	768-1717	3,171	1,921	931
計				19,765	11,967	3,684

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

注 2) 総合市民体育館施設（建設予定の付属施設を含む）は、物資集積拠点を兼ねる。

《参考》

◆「避難所」、「避難場所」について

一般的に「避難所」や「避難場所」について明確な定義はないが、本計画では、学校体育館などの施設で長期的な避難も可能な屋内施設を「避難所」、学校校庭や公園などの施設で一時的に集合し安全の確認等を行う屋外施設を避難場所とした。

■洪水時避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074	808	489	134
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002	492	298	82
6	蓮田中央小学校 ※●	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
7	蓮田中学校 ※	閏戸 147-1	768-0064	838	507	139
8	蓮田北小学校 ※●	閏戸 3236	766-2015	727	440	121
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814	789	478	131
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850	100	60	16
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180	785	475	130
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	533	146
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308	677	410	112
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
29	図書館 ※※●	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	423	116
37	総合市民体育館 ※※●	閏戸 2343-1	768-1717	1,537	931	256
計				14,709	8,906	2,443

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

注 2) 「避難施設名」の●は、避難所としての利用は建物 2 階以上であることを示す。

資料 8. 3 福祉避難所一覧表

■福祉避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	113	56
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	232	116
—	蓮田市総合文化会館	閏戸 2343-2	768-4117	596	198	99
—*	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981	221	73	36
—*	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619	353	117	58
計				2,208	733	365

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

注 2) 受入対象者は、市が災害対策基本法に基づき特定し、公示したものとする。

注 3) 「No」の*は、避難所としての受入対象者を「知的障害者及びその家族」とすることを示す。

それ以外の避難所については、受入対象者を「要配慮者及びその家族」とする。

資料 8. 4 一時避難施設一覧表

No	自治会館名	地区	所在地	中学校区	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
1	栄 町	蓮田	東 4-3-8	蓮南中	56	34	9
2	御前橋	蓮田	御前橋 2-6-21	蓮田中	156	94	26
3	見沼町	蓮田	見沼町 1-18	蓮田中	84	51	14
4	下 町	蓮田	東 3-2-5	蓮南中	90	54	15
5	末広町	蓮田	末広 1-2-20	蓮南中	44	26	7
6	馬 込	蓮田	馬込 2-195	蓮南中	122	73	20
7	綾 瀬	蓮田	綾瀬 24	蓮田中	70	42	11
8	上閨戸	蓮田	閨戸 2943	蓮田中	110	66	18
9	蓮田駅前集会所	蓮田	東 5-8	蓮南中	73	44	12
10	ビューパレー集会所	蓮田	馬込 6-43	蓮南中	50	30	8
11	南蓮田集会所	蓮田	蓮田 4-65	蓮南中	78	47	12
12	新井第一	黒浜	黒浜 1041-1	黒浜中	90	54	15
13	城	黒浜	城 645-2	黒西中	109	66	18
14	南新宿	黒浜	黒浜 3834-2	黒西中	43	25	7
15	笹山集落研修センター	黒浜	笹山 492-1	黒浜中	65	39	10
16	(削除)						
17	江ヶ崎後側	黒浜	江ヶ崎 1179-1	黒浜中	110	66	18
18	江ヶ崎馬場	黒浜	江ヶ崎 1142-3	黒浜中	160	96	26
19	江ヶ崎天神台	黒浜	江ヶ崎 1756	黒浜中	250	151	41
20	桜ヶ丘	黒浜	黒浜 3427-7	黒浜中	72	43	12
21	川島公民館	黒浜	川島 214-1	黒浜中	73	44	12
22	みずほ団地	黒浜	江ヶ崎 1145	黒浜中	82	49	13
23	殖 産	黒浜	緑町 2-3-26	黒浜中	124	75	20
24	長崎第一	黒浜	黒浜 5023	黒浜中	101	61	16
25	長崎第二	黒浜	黒浜 4829-2	黒浜中	122	74	20
26	椿 山	黒浜	椿山 1-20-21	黒西中	160	96	26
27	グリーンタウン	黒浜	緑町 1-4-9	黒浜中	214	129	35
28	黒浜西自治会館	黒浜	西新宿 2-2	黒西中	187	113	31
29	蓮田桜台	黒浜	桜台 2-4-8	黒浜中	120	72	20
30	根金大山	平野	根金 1812-1	平野中	163	98	27
31	根 金	平野	根金 436	平野中	125	76	20
32	井 沼	平野	井沼 851-9	平野中	99	60	16
33	駒 崎	平野	駒崎 271	平野中	85	51	14
34	上平野	平野	上平野 606-6	平野中	100	60	16
35	平野団地	平野	井沼 1157-2	平野中	63	38	10
計					3,751	2,257	611

地区	自治会館数
蓮田	11
黒浜	17
平野	6

《参考》

$$\text{収容人数} = \text{収容面積} / 1.65 \text{ m}^2$$

(福祉避難所は 3.0 m²)

$$\text{感染症対応収容人数} = \text{収容面積} / 6.0 \text{ m}^2$$

資料 8. 5 災害時の要配慮者施設連絡先一覧

『災害時の要配慮者施設連絡先一覧』

■医療施設（病院・診療所）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	医療法人顕正会蓮田病院	根金 1662-1	766-8111	○
2	医療法人一心会蓮田一心会病院	本町 3-17	764-6411	—
3	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
4	医療法人社団心の絆蓮田よつば病院	馬込 2163	765-7777	○
5	医療法人成蹊会成田レディースクリニック	馬込 2172-1	769-5511	○
6	医療法人心喜会蓮田外科	蓮田 2061-1	764-1141	○

※診療所は、有床施設のみ掲載

■福祉施設関係

○老人福祉施設等

(1) 特別養護老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護老人福祉施設 蓮田園	江ヶ崎 1003	764-1151	○
2	特別養護老人ホーム 共生の家	閏戸 87-5	796-0965	—
3	特別養護老人ホーム 吾亦紅	閏戸 1885	766-4165	○
4	特別養護老人ホーム ひので	上平野 616-1	792-0830	—

(2) 有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護付有料老人ホーム メディカルフローラ蓮田	黒浜 3561-52	765-8111	—
2	介護付有料老人ホーム すこや家・蓮田	東 2-1-4	765-8005	—
3	蓮田オークプラザ「介護館」	蓮田 2-153	765-1165	—
4	蓮田オークプラザ駅前温泉館	本町 3-5	765-0065	—
5	グッドタイムリビング埼玉蓮田	山ノ内 2-41	765-6571	○

(3) 住宅型有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ケヤキ倶楽部蓮田	東 2-1-19	876-9716	—

(4) 軽費老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ケアハウスすずらん苑	閏戸 1885	766-4165	○

(5) デイサービス

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	デイサービス フローラ蓮田	黒浜 3561-2	765-8126	—
2	デイサービスセンター遊・蓮田	東 2-1-25	765-5500	—
3	ブルーミングケア蓮田馬込	馬込 4-110	796-8426	—

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
4	すてっぷ リハビリセンター	蓮田 2-33-1	878-8826	—
5	あおいデイサービス	根金 1698-1	766-5600	○
6	通所介護事業所 吾亦紅	閏戸 1885	766-4165	○
7	コンパスウォーク蓮田	蓮田 5-262	628-0788	—
8	我が家のくらしとシゴトバディうるひら	井沼 988-1	796-0057	—
9	健康ステーション	東 6-2-11	797-6118	—

(6) デイサービス（地域密着型サービス）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ひかりサロン蓮田	東 5-8-65 蓮田マイン 2F	797-8005	—
2	デイサービス あゆみ	馬込 1-222	795-5742	—
3	だんらんの家 蓮田	上 1-4-9	884-8818	—
4	ひやく彩	閏戸 2522-1	765-3863	○

(7) 小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	小規模多機能ホーム あおい	根金 1698-1	766-5600	○

(8) グループホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	愛の家グループホーム蓮田黒浜	黒浜 3827-1	765-8200	—
2	グループホーム ひので	黒浜 4905-16	765-7201	—
3	あしすとホーム蓮田	藤ノ木 4-53	812-5525	—
4	グループホームみんなの家・蓮田	東 2-1-15	765-5080	—
5	グループホームメディカルフローラ蓮田 川島	川島 263-1	795-4426	○
6	グループホームメディカルフローラ蓮田	馬込 2-201	765-2226	—
7	グループホーム和み蓮田	閏戸 2654-1	720-8341	○
8	グループホーム平野ひので	上平野 1944-5	766-3050	○

(9) 短期入所生活介護

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護老人福祉施設 蓮田園	江ヶ崎 1003	764-1151	○
2	あおいショートステイ	根金 1698-1	766-5600	○
3	特別養護老人ホーム 共生の家	閏戸 87-5	796-0965	—
4	特別養護老人ホーム 吾亦紅	閏戸 1885	766-4165	○
5	特別養護老人ホーム ひので	上平野 616-1	792-0830	—

(10) 介護老人保健施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田ナーシングホーム翔裕園	閏戸 1826-1	765-1361	—
2	介護老人保健施設 ケアタウンゆうゆう	南新宿 994-1	765-2525	—

(11) その他

No.	施設名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田市立老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455	—

○障がい者関連施設

(1) 障害福祉サービス事業所（施設入所・療養介護・共同生活援助）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	大地	黒浜 1045-1	764-3881	○
2	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
3	ケアホーム サンライズ	蓮田 5-135 グランハイム誠 C-101	769-8800	—
4	ルーラルホーム	黒浜 765-5	768-1046	—
5	わおん ナック	関山 3-5-14	615-0777	○
6	はすだホーム	東 3-6-23	872-7715	—

(2) 障害福祉サービス事業所（生活介護、就労支援）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	かもめ	黒浜 1247-2	769-0985	—
2	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981	○
3	黒浜訓練センター	黒浜 4147	769-6835	—
4	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619	○
5	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
6	福祉ファーム里山	笹山 586-8	792-0696	—
7	やまぶき	蓮田 5-135	769-2836	—

○児童福祉施設

(1) 障害児通所事業所

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田地域福祉事業所 スマイル	西城 3-56	797-7488	○
2	シャイン	黒浜 1045-1 大地内	768-2121	○
3	放課後等デイサービス エンジェルキッズ	西新宿 2-101-1	872-7695	○
4	コペルプラス 蓮田教室	東 5-3-2 イーリス 1 階 B 号室	793-4067	—

(2) 障害児入所施設・指定発達支援医療機関

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—

(3) 学童保育

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	中央学童保育所第 1・第 2	関山 3-6-10	769-4444	○
2	中央学童保育所第 3・第 4	関山 3-6-10	764-5877	○
3	中央学童保育所第 5	関山 3-6-10 蓮田中央小内	090-8028- 7708	○
4	黒浜西学童保育所第 1	西新宿 3-84	765-5250	○
5	黒浜西学童保育所第 2	西新宿 3-8 黒浜西小内	769-0511	○
6	蓮田南学童保育所第 1・第 2	蓮田 2-182	768-6141	—
7	蓮田ねがやど学童保育所第 1・第 2	蓮田 4-77	765-0955	—
8	蓮田ねがやど学童保育所第 3・第 4	蓮田 4-77	764-3000	—

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
9	黒浜南学童保育所第1	黒浜 722 黒浜南小内	764-2308	—
10	黒浜南学童保育所第2	黒浜 722 黒浜南小内	768-7711	—
11	平野学童保育所	井沼 935-1	766-0521	○
12	蓮田北学童保育所	閏戸 3232-6	766-1121	○
13	黒浜学童保育所第1・第2	黒浜 3069 黒浜小内	765-1666	—
14	黒浜北学童保育所第1・第2	南新宿 800 黒浜北小内	765-8880	—

(4) 保育園

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
1	中央保育園	上 2-11-2	768-6467	○
2	黒浜保育園	黒浜 3119	769-3150	○
3	蓮田南保育園	蓮田 2-182	768-1777	—
4	東保育園	東 5-8-32	764-4600	—
5	閏戸保育園	閏戸 3126-1	766-8992	—
6	蓮田ねがやど保育園	蓮田 4-79	764-3031	—
7	蓮田みぬま保育園	見沼町 4-3	765-6660	○
8	とねの会はすだ保育園	蓮田 3-141	812-7488	—
9	星の子ルチア保育園	馬込 1-75	797-6788	—

(5) 心身障害児通園施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	心身障害児通園施設さくら園	閏戸 3126-1	767-1171	—

(6) 認定こども園

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	認定こども園しらゆり	御前橋 1-5-5	768-1800	—
2	花星こども園	閏戸 2796	796-8156	○
3	幼稚園型認定こども園 大山幼稚園	閏戸 4034	766-5484	—

(7) 地域型保育施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	星の子保育園	東 6-1-4	812-7771	—
2	星の子ステラ保育園	東 6-1-4	720-8890	—
3	保育園フルーツバスケット	南新宿 950-4	764-5119	—
4	ゆめの木保育園	西新宿 6-50-2	795-6601	○
5	スクルドエンジェル保育園 蓮田駅前園	本町 6-1	872-6834	—

(8) 子育て支援施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	児童センター	蓮田 2-182	768-1141	—
2	閏戸保育園 子育て支援センター	閏戸 3126-1	766-8998	—
3	黒浜保育園 子育て支援センター	黒浜 3119	765-6111	○

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
4	中央保育園 子育て支援センター	上 2-11-2	768-1123	○
5	子育て支援センターしらゆり	御前橋 1-5-5	768-1800	—
6	子育て支援センター とねのえんがわ	蓮田 3-141	812-7488	—
7	つどいの広場 おひさま	西新宿 3-84	769-3310	○
8	子育て広場・プレックス	本町 6-1 蓮田駅西口行政センター プレックススキップ内	764-4114	—

■学校等

(1) 幼稚園

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田幼稚園	関山 3-2-27	768-0219	○
2	黒浜幼稚園	黒浜 980-2	768-1083	—
3	新宿幼稚園	西新宿 5-92	769-4101	○

(2) 学校

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	市立蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073	○
2	市立蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	—
3	市立黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	—
4	市立黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	—
5	市立蓮田北小学校	閏戸 3236	766-2015	○
6	市立平野小学校	井沼 937	766-1308	○
7	市立黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169	○
8	市立黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	—
9	市立蓮田中学校	閏戸 147-1	768-0064	—
10	市立蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021	○
11	市立黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	○
12	市立平野中学校	井沼 932	766-9003	○
13	市立黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	—
14	県立蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	—
15	県立蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	—

資料 8. 6 要配慮者別の防災知識の周知

■要配慮者別の防災知識の周知

要配慮者	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
一般高齢者	- 日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。 - 近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。	- 一般的な防火防災対策（自宅・外出先） - 身体機能等の低下に備えた防火防災対策	- チラシ、パンフレット - 防災訓練 - 一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知
- 在宅ねたきり高齢者 - 在宅認知症の高齢者	- 本人よりもその介護者（女性が多い）を対象とした周知となる。 - 本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	- 災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） - 災害の場合の対処方法（特に避難方法） - 防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）	- 在宅保健福祉サービスを通じての周知 - ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
- 虚弱高齢者 - ひとり暮らし高齢者 - 高齢者夫婦のみ世帯	特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難	- 災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） - 災害の場合の対処方法（特に避難方法） - 災害に関する情報の伝達（高齢者から防災機関、防災機関から高齢者方法）	- 在宅保健福祉サービスを通じての周知 - ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
- 身体障がい者（児） - 知的障がい者（児） - 精神障がい者（児）	- 障がいの種類によって周知内容が異なる。 - 介護者を対象とした周知に配慮する必要がある。 - 本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	- 災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等） - 災害の場合の対処方法（特に避難方法） - 防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）	- 在宅保健福祉サービスを通じての周知 - スポーツ大会等参加行事での周知 - 学校での防災教育（学級懇談等） - 民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導 - 医療機関、カウンセラーと連携した周知、指導

《 9. 自主防災組織関連》

資料 9. 1 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧

『蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧』

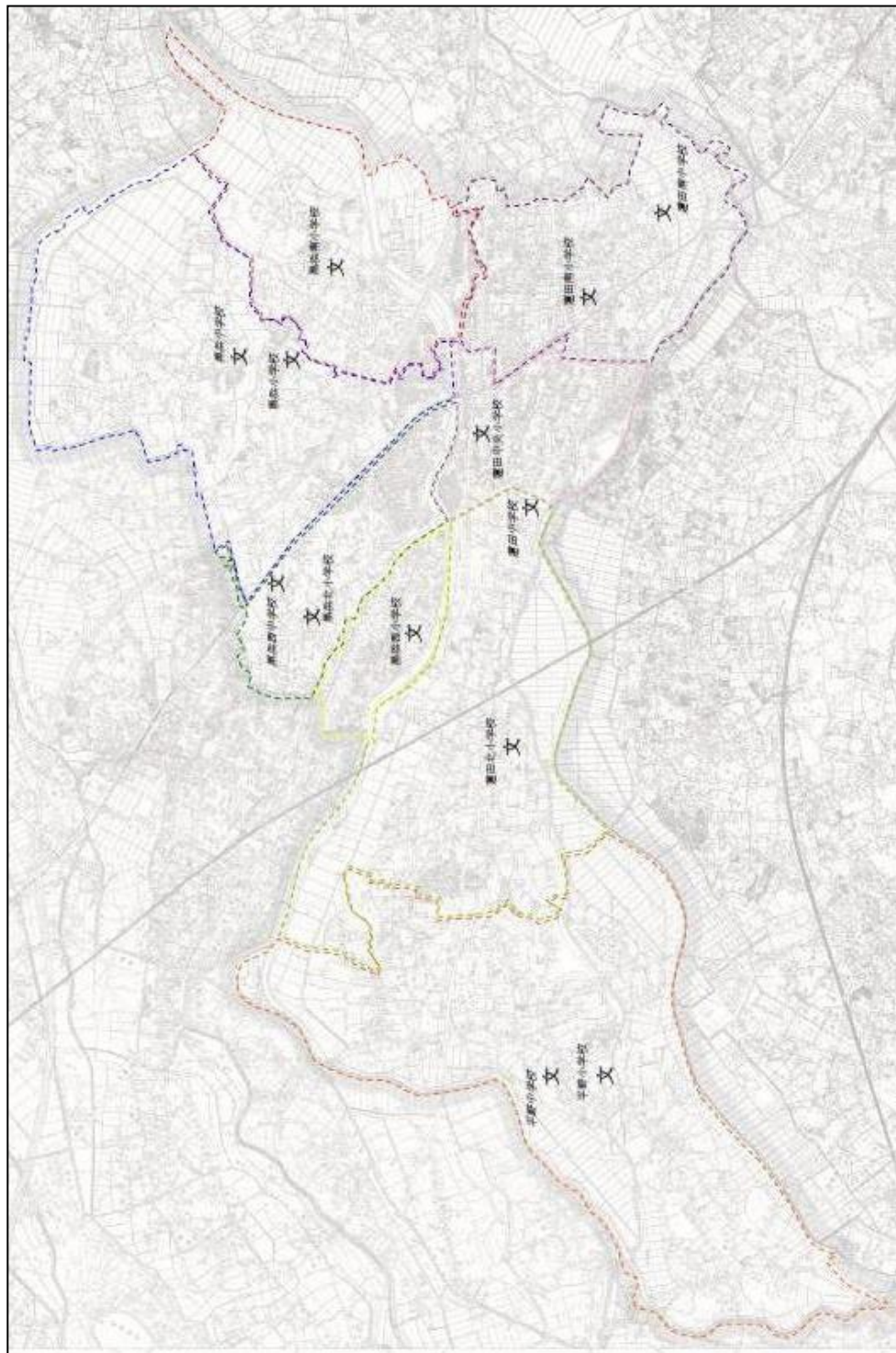
〔令和 5 年 4 月 1 日現在〕

No.	自主防災会名	No.	自主防災会名
1	大陸団地自主防災会	35	笹山自治会自主防災会
2	西新宿 4・5 丁目自治会自主防災会	36	貝塚団地自治会自主防災会
3	殖産自主防災会	37	南蓮田自治会自主防災部
4	前口第二自治会自主防災会	38	根金大山自主防災・防犯会
5	藤ノ木第二自治会自主防災会	39	馬込第四自主防災会
6	蓮田駅前団地自主防災・防犯会	40	川島団地自主防災会
7	西洋関山自主防災会	41	見沼町自治会自主防災部
8	西城自主防災会	42	
9	グリーンタウン自治会自主防災・防犯会	43	
10	椿山自主防災会	44	
11	藤ノ木第一自主防災・防犯会	45	
12	長崎第二自主防災会	46	
13	西新宿 2・3 丁目自主防災会	47	
14	西新宿 1・6 丁目自治会自主防災会	48	
15	みずほ団地自治会自主防災会	49	
16	蓮田市久台安心ネット	50	
17	新井第 2 自主防災会	51	
18	馬込第二自治会自主防災会	52	
19	南新宿請野自主防災会	53	
20	蓮田ビューパレー自主防災・防犯会	54	
21	関山三丁目自主防災会	55	
22	閨戸浮張自主防災会	56	
23	蓮田桜台文化村自主防災・防犯会	57	
24	南新宿染谷自主防災会	58	
25	平野団地自主防災会	59	
26	南新宿宿自主防災会	60	
27	上一丁目自治会自主防災・防犯部	61	
28	綾瀬自治会「ありがとう！防犯防災会」	62	
29	関山二丁目自治会防災組織	63	
30	御前橋自治会自主防災会	64	
31	新井第一自治会防犯防災委員会	65	
32	末広町自主防災会	66	
33	岡の島自主防災会	67	
34	蓮田山ノ内防犯防災会	68	

資料 9. 2 蓮田市立小学校通学区域

『蓮田市立小学校通学区域』

〔平成 26 年 3 月 17 日現在〕



《 10. 災害救助法関連》

資料 10. 1 救助の種類・実施期間・実施者

■救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7 日以内	市
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工	建設は知事 対象者、敷地の選定は市長
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具、その他生活必需品 の給与又は貸与	10 日以内	市
医療	14 日以内	医療班派遣は知事及び日赤支部 その他は市
助産	分娩した日から 7 日以内	
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
災害にかかった住宅の緊急修理	10 日以内に完了	市
災害にかかった住宅の応急修理	3 ヶ月以内に完了	市
学用品の給与	(教科書) 1 ヶ月以内 (文房具等) 15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
遺体の搜索	10 日以内	市
遺体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内に完了	市

注 1) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

注 2) 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

『災害救助基準』

■災害救助法による救助の程度・方法及び期間

〔令和 5 年 4 月 1 日現在〕

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から 7 日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)			災害発生の日から 2 0 日以内 着工		1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 、6,775,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内			災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1 / 3 日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 1 0 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	
		全全流	壊焼失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			壊焼失	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半半床	壊焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			壊焼	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 1 4 日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額			分べんした日から 7 日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			

資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の緊急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	1 住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理が必要な部分に対して 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住が可能な場合)
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 343,000 円以内 上記以外の世帯 1 世帯当たり 706,000 円以内	災害発生の日から 3 カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から 教科書 1 カ月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期過程(定時制の過程及び通信制の課程を含む)のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

《 1 1. その他 》

資料 11. 1 公共施設一覧表

■公共施設一覧表（その 1）

〔令和 6 年 4 月 1 日現在〕

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号（048）
市庁舎・行政センター等	蓮田市役所	黒浜 2799-1	768-3111
	蓮田駅西口行政センター	本町 6-1	764-5111
	平野連絡所	井沼 1071	766-8080
	蓮田市上下水道部	閩戸 88	768-1111
消防署	蓮田市消防本部・消防署	閩戸 178-1	768-1109・0119
	蓮田市消防署南分署	馬込 1-256	769-4396
小学校・中学校	蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073
	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074
	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047
	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814
	蓮田北小学校	閩戸 3236	766-2015
	平野小学校	井沼 937	766-1308
	黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169
	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180
	蓮田中学校	閩戸 147-1	768-0064
	蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021
	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314
	平野中学校	井沼 932	766-9003
	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454
保育園・学童保育所	中央保育園	上 2-11-2	768-6467
	黒浜保育園	黒浜 3119	769-3150
	蓮田南保育園	蓮田 2-182	768-1777
	東保育園	東 5-8-32	764-4600
	閩戸保育園	閩戸 3126-1	766-8992
	心身障害児通園施設さくら園		767-1171
	蓮田ねがやど保育園	蓮田 4-79	764-3031
	蓮田みぬま保育園	見沼町 4-3	765-6660
	中央学童保育所第 1・第 2	関山 3-6-10	769-4444
	中央学童保育所第 3・第 4		764-5877
	中央学童保育所第 5		090-8028-7708
	黒浜西学童保育所第 1	西新宿 3-84	765-5250
	黒浜西学童保育所第 2	西新宿 3-8 黒浜西小内	769-0511
	蓮田南学童保育所第 1・第 2	蓮田 2-182	768-6141
	黒浜南学童保育所第 1	黒浜 722 黒浜南小内	764-2308
	黒浜南学童保育所第 2		768-7711
	平野学童保育所	井沼 935-1	766-0521
	蓮田北学童保育所	閩戸 3232-6	766-1121

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号 (048)
	黒浜学童保育所第 1・第 2	黒浜 3069 黒浜小内	765-1666
	黒浜北学童保育所第 1・第 2	南新宿 800 黒浜北小内	765-8880
	蓮田ねがやど学童保育所 第 1・第 2	蓮田 4-77	765-0955
	蓮田ねがやど学童保育所 第 3・第 4		764-3000
その他施設	文化財展示館	黒浜 2801-1	764-0991
	勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	768-8743
	コミュニティセンター	貝塚 1015	766-8377
	保健センター	緑町 2-3-11	768-5111
	図書館	上 2-11-7	769-5198
	農業者トレーニングセンター	井沼 1071	766-5974
	蓮田市総合市民体育館	閨戸 2343-1	768-1717
	蓮田市総合文化会館	閨戸 2343-2	768-4117
	環境学習館	黒浜 1061	764-1850
	西新宿会館	西新宿 2-129-1	768-6782
	中央公民館	東 6-1-8	769-2002
	中央公民館（関山分館）	関山 4-5-32	769-7833
	老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455
	児童センター	蓮田 2-182	768-1141
	（公）蓮田市シルバー人材センター	黒浜 2799-1	768-3110
	（福）蓮田市社会福祉協議会	関山 4-5-6	769-7111
	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981
	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619
	かもめ（福祉作業所）	黒浜 1247-2	769-0985
	蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279-5	766-3738

資料 11. 2 蓮田市文化財一覧表

■蓮田市文化財一覧表

名 称	員数	指定区分	指定の 種類	所有者・管理 者	所在地
閨戸の式三番	1	国選択無形民俗文化財 県指定無形民俗文化財	民俗	閨戸の式三番 保存会	閨戸
黒浜貝塚	1	国指定記念物	史跡	個人・蓮田市	黒浜
綾瀬貝塚	1	県指定記念物	史跡	個人	貝塚
江ヶ崎城跡	1	県指定記念物	旧跡	個人	江ヶ崎
矢島家円空仏群	18	県指定有形文化財	彫刻	個人	埼玉県立歴史 と民俗の博物 館 黒浜
板石塔婆	1	県指定有形文化財	考古資料	蓮田市	馬込
関山式土器	8	県指定有形文化財	考古資料	埼玉県	埼玉県文化財 収蔵施設 埼玉県立歴史 と民俗の博物 館
雅楽谷遺跡出土土 器	15	県指定有形文化財	考古資料	埼玉県	埼玉県文化財 収蔵施設
黒浜貝塚群出土品	44	県指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
円空仏	3	市指定有形文化財	彫刻	個人	黒浜
円空仏	1	市指定有形文化財	彫刻	個人	江ヶ崎
円空仏	1	市指定有形文化財	彫刻	個人	江ヶ崎
南朝銘の青石塔婆	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
宝櫃篋印塔	2	市指定有形文化財	考古資料	個人	貝塚
高虫氷川神社 本殿彫刻	1	市指定有形文化財	建造物	氏子総代	高虫
黒浜久伊豆神社 本殿彫刻	1	市指定有形文化財	建造物	江ヶ崎久伊豆 神社	黒浜
関山式土器	2	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
十三塚古墳出土遺 物	7	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
篠崎家文書	4, 985	市指定有形文化財	文書	個人	埼玉県立文書 館
伊豆島の大蛇	1	市指定無形民俗文化財	民俗	伊豆島の大蛇 保存会	黒浜

名 称	員数	指定区分	指定の 種類	所有者・管理 者	所在地
太田氏房制札	1	市指定有形文化財	文書	真浄寺	黒浜
三浦家文書	1, 452	市指定有形文化財	文書	蓮田市（寄託）	黒浜
寺前平方遺跡 1 号住居跡出土黒浜式土器	2	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
ささら遺跡出土手焙形土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
馬込八番遺跡出土手焙形土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
荒川附遺跡出土墨書土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
椿山遺跡出土皇朝十二銭（承和昌寶）	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
黒浜貝塚ハンノキ群落	一括	市指定記念物	天然記念物	蓮田市	黒浜
蓮田車站納地記念碑（蓮田車站記念碑）	1	市指定有形文化財	歴史資料	蓮田市	本町
武州鉄道跡	1	市指定記念物	旧跡	蓮田市	東
関口平太郎顕彰碑（芥川龍之介撰文碑：勤儉奉公）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	根金
南江筆塚碑	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	江ヶ崎
生澤金斎翁之碑	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	川島
進藤竹坡顕彰碑（進藤君招魂碑）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	東
箕田三郎顕彰碑（遺芳）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	駒崎

資料 11. 3 関係機関連絡先一覧表

■関係機関連絡先一覧表（その 1）

〔令和 5 年 11 月現在〕

名 称		電話番号	F A X 番号
国・県	総務省消防庁	03-5253-7527	03-5253-7537
		03-5253-7777（宿直）	03-5253-7553
	陸上自衛隊 第 1 師団第 32 普通科連隊	048-663-4241 85-782-951（防災行政無線）	048-663-4241
	埼玉県危機管理防災部危機管理課 （危機管理担当）	048-830-8111 85-200-951（防災行政無線）	048-830-8119
	埼玉県危機管理防災部災害対策課 （災害対策担当）	048-830-8181	048-830-8159
	埼玉県危機管理防災部当直	048-830-8111 85-200-951（防災行政無線）	048-830-8119
	利根地域振興センター	048-555-1110 85-279-951（防災行政無線）	048-554-4442
	春日部農林振興センター	048-737-2134	048-734-1344
	杉戸県土整備事務所	0480-34-2381 85-521-951（防災行政無線）	0480-36-1442
	幸手保健所	0480-42-1101 85-621-951（防災行政無線）	0480-43-5158
	岩槻警察署	048-757-0110	048-757-0110
	岩槻警察署	048-757-0110	048-757-0110
行政 指定 機関 地方 関係	熊谷地方気象台（防災担当）	048-521-5858	048-521-7933
	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所（防災対策課）	0480-52-3956	0480-52-9529
	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所（防災対策課）	04-7125-7436	04-7123-1741
	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所（防災情報課）	049-246-6384	049-243-6078
	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	048-669-1200	048-669-1221
	関東農政局埼玉県拠点	048-740-5835	048-601-0510
	春日部労働基準監督署	048-735-5471	048-732-3748
指定 指定 地方 公共 機関 関係 及び 関係	日本郵便(株) 蓮田郵便局	048-769-4936	048-769-5645
	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	048-626-6623	—
	東京電力パワーグリッド(株) （フリーダイヤルが使用できない場合）	0120-995-007	—
		03-6375-9803	—
	東京ガスネットワーク(株) 埼玉導管ネットワークセンター	048-832-4452	048-832-5610
	東京ガスパイプライン（株） 埼玉幹線管理事務所	048-832-9774	048-832-4460
	埼玉県 L P ガス協会南埼玉支部 蓮田地区長 株式会社どばし	048-768-1031	048-768-5656

■関係機関連絡先一覧表（その2）

名 称		電話番号	F A X 番号
指定 地方 公共 機関 及び 関係	NHKさいたま放送局（春日部報道室）	048-763-2877	048-884-9518
	日本通運（株）埼玉支店	048-822-1111	048-822-1234
	福山通運（株）大宮支店	048-766-2000	048-766-3323
	埼玉県トラック協会久喜支部 支部長（関東流通サービス（株））	0480-22-6149	0480-21-8744
	東日本旅客鉄道（株）お問い合わせセンター	050-2016-1600	—
	朝日自動車（株）菖蒲営業所	0480-87-2161	—
	丸建つばさ交通株式会社本社営業所	048-797-8885	048-797-7560
	日本赤十字社埼玉県支部	048-789-7117	048-834-1520
・関係 団体の 機関 関係	蓮田市医師会（須田小児科内科クリニック）	048-764-5699	—
	蓮田市管工事業協同組合	048-769-2135	048-769-0460
	南彩農業協同組合蓮田支店	048-768-2190	048-768-2100
	蓮田市商工会	048-769-1661	048-769-1662
	（福）蓮田市社会福祉協議会	048-769-7111	048-768-1815

資料 11. 4 竜巻予報の概要

1. 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間 10～20 個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにもともなって発生するが、台風シーズンの 9 月頃に最も多く確認されている。

2. 竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数 km にわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

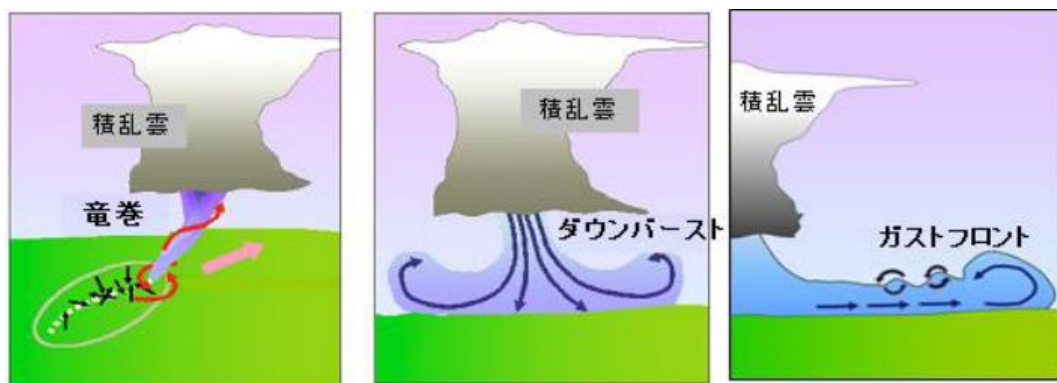
3. その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

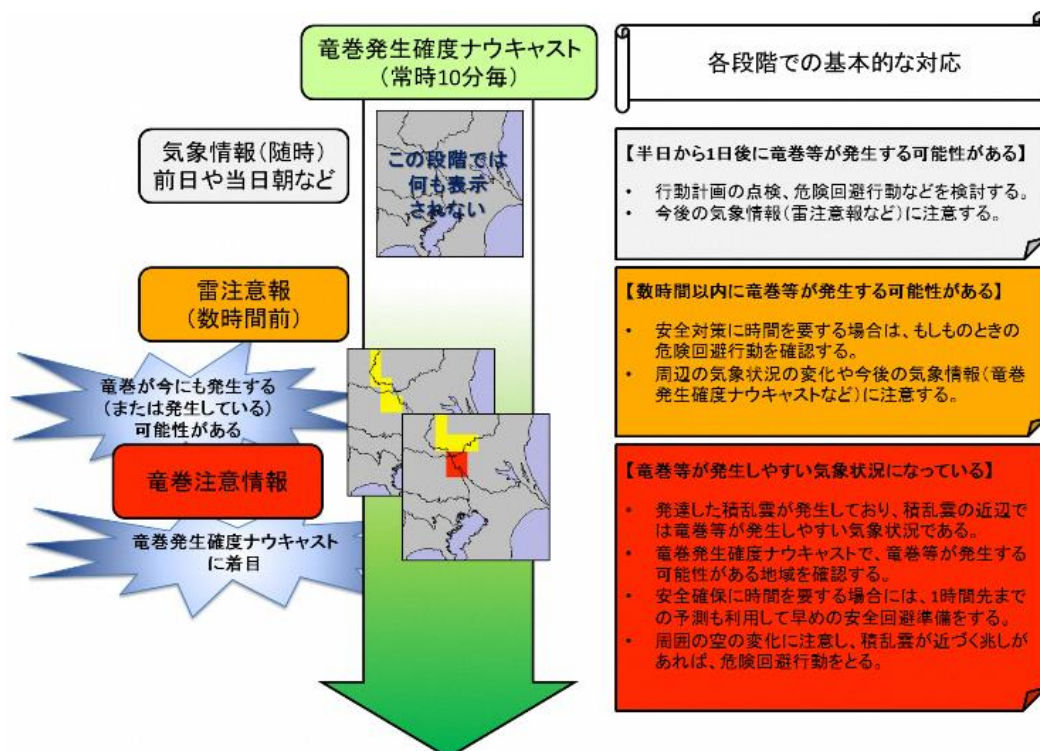
4. 竜巻に関する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と 1 時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

(1) 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1 日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、天気予報の対象地域と同じ発表単位で「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時 10 分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域（県など）に発表される。



(2) 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

《参考》

◆「竜巻注意情報の概要」

- 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部など）で発表される（「竜巻注意情報の発表例」参照）。
- 実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

■【竜巻注意情報】の発表例

※目撃情報を含まない場合

〇〇県竜巻注意情報 第1号

令和××年4月20日10時27分 気象庁発表

〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

※目撃情報を含む場合

〇〇県竜巻注意情報 第1号

【目撃情報あり】〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

予測の適中率は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。

発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

資料 11. 5 市内の水位計（情報提供型）一覧表

資料 11. 5 市内の水位計（情報提供型）一覧表

■水位計

河川名	設置箇所	所管
元荒川	椿山（新荒川橋）	埼玉県総合治水事務所
綾瀬川	閨戸（小貝戸堰橋）	埼玉県総合治水事務所

■河川監視カメラ【水位観測所】

河川名	設置箇所	所管
元荒川	貝塚（八幡橋）	埼玉県杉戸県土整備事務所

資料 11. 6 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

『東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画』

第 1 節 計画の位置づけ

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード 8 クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。同法に基づき、昭和 54 年 8 月に静岡県を中心とする 6 県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成 14 年 4 月には東京都及び三重県が追加指定され、平成 24 年 4 月 1 日現在、強化地域は 8 都県 157 市町村となっている。

本市の場合は、強化地域の指定を受けなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、首都圏において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

1. 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。

2. 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

（1）警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻の想定は、県地域防災計画を参考に、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前 10 時～午後 2 時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

（2）予想震度

県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度 5 弱～5 強程度とされている。

3. 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を 24 時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

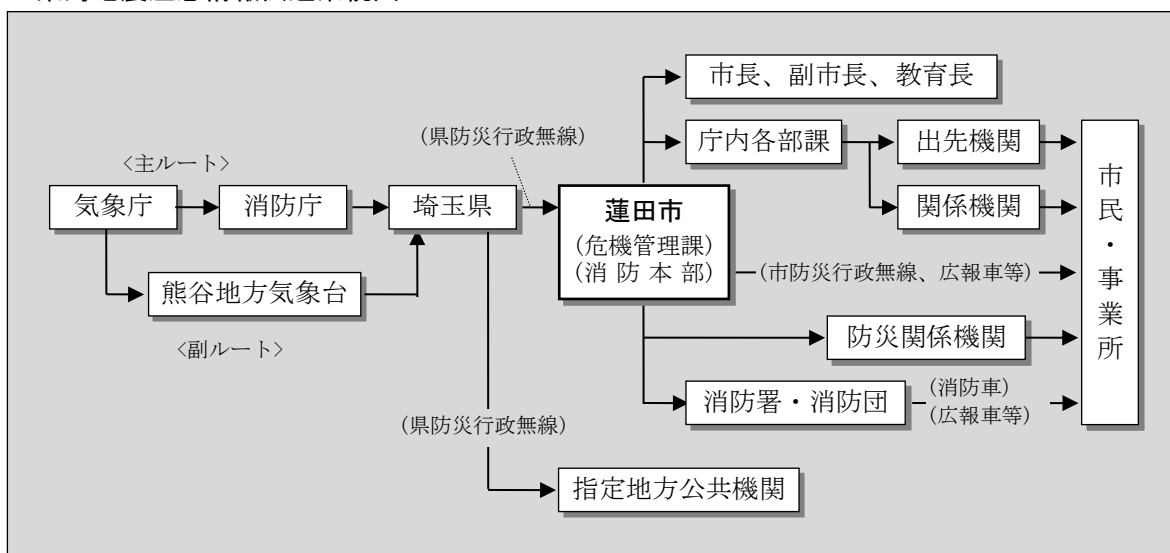
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

1. 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

市は、県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

■東海地震注意情報伝達系統図



(2) 伝達事項

伝達事項は、以下に示すとおりである。

- 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- その他必要と認める事項
(電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること)

2. 活動体制の準備等

市、県及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

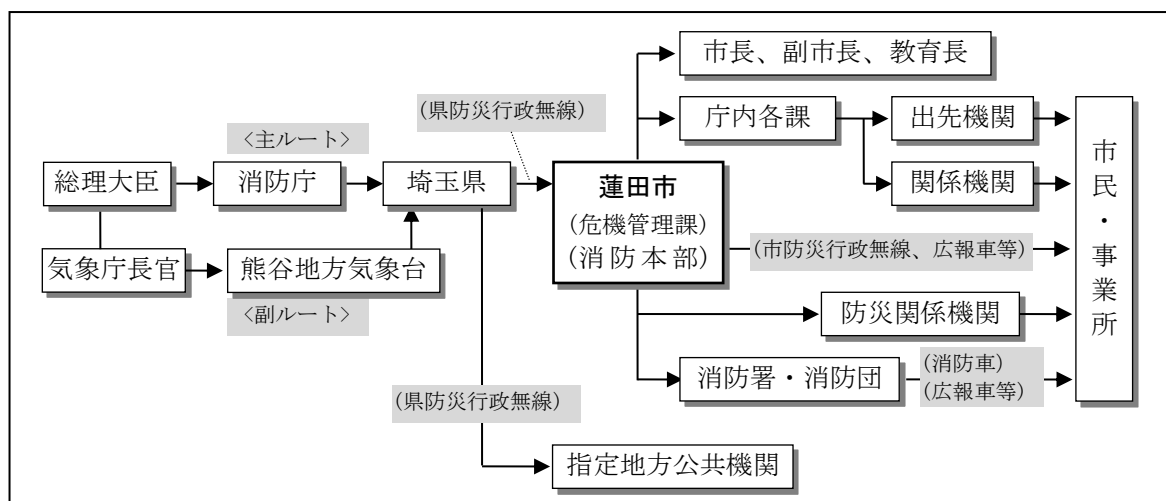
本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1. 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



注）知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

2. 伝達事項

本市が、市内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項
（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

3. 広 報

「情報発信班」は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止するため、市民、自主防災組織、事業所等への広報活動を積極的に行う。

広報は、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、サイレン及び広報車等を用いて行う。

なお、広報案文は、「本部運営班」と「情報発信班」が協議して作成する。

■警戒宣言発令に伴う広報

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

第2 活動体制

1. 市の活動体制

(1) 組織

警戒宣言が発令された場合、本市は、県の体制に応じて災害対策本部を設置し、速やかに応急対策ができるように準備する。

(2) 本部会議の開催

警戒宣言が発令された場合、各課の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を開催する。

(3) 庁舎内の点検及び緊急措置

庁舎内の点検及び緊急措置は、以下のとおり実施する。

■点検

項目	内容
火気使用設備の点検	各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。
自家発電装置、可搬式発電機の点検	「総務班」は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検整備を行う。
消防用設備等の点検	公共施設の管理者は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。
落下、倒壊の危険性のある物品の点検	各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、標示板等転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。
発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検	貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

■緊急措置

項目	内容
防災資機材等の準備	各班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。
公用車両の確保	各班は、公用車両を確保しておく。
通信手段の確保	各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

第3 対応措置

1. 道路交通対策

道路交通の混乱防止と、発災に備えての交通事故防止及び道路交通の確保を図るため、「道路班」及び「自治振興班」は岩槻警察署と連携をとり、主要交差点等において自動車運転者に対する周知を図る。

2. 学校教育対策

東海地震の警戒宣言が発令された場合、各学校は、各学校の防災計画に従い児童及び生徒の安全確保を図る。

「教育総務班」及び「学校教育班」は、各学校及び学校給食室の状況の把握に努め、避難等の支援の要請があった場合は必要な支援を行う。

(1) 情報の収集伝達等

警戒宣言が発令されたときは、校長は学校防災本部を立ち上げ、情報を収集し教職員に周知するとともに、的確な指揮にあたる。

教職員は、児童及び生徒に警戒宣言が出されたことを知らせ、適切な指示を行い、不安、動揺を与えないように配慮する。

(2) 授業の中止等

全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、児童及び生徒を教室等に集合させる。

児童及び生徒は、教職員の指導のもとに震度5弱以上の地震が発生した場合、全員を家庭に引き渡すことを原則とする。また、学校は当該警戒宣言が解除されるまでの間、あるいは地震の発生後安全が確保できるまでの間は休業とする。

(3) 児童及び生徒の保護

児童及び生徒の保護は、以下に示すとおり実施する。

■児童及び生徒の保護

対 象	内 容
小学校・中学校 (心身に障がいのある児童 及び生徒を含む)	名簿により児童及び生徒の人員、氏名を確認の上、全員を家庭に引き渡すことを原則とする。

(4) 校内防災措置

校長は、児童及び生徒の安全を確保するとともに、学校防災計画（「文部科学省防災業務計画」を参照）に基づき、特に次の事項に留意し、学校の安全を図るよう指示する。

■校内防災の措置内容

項 目	内 容
出火防止措置	出火を防止するため、庁務手室、家庭科調理室、給食室等の火気使用場所及び器具を点検する。
消火設備の点検と作動確認	消火用水、消火器等の点検を行う。
非常持ち出し品の確認と準備	重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出できるよう整理保管する。

3. 医療機関、社会福祉施設対策

警戒宣言が発令された場合、入院患者、外来患者及び施設入所者等の安全を確保し、また、必要な防災措置が講じられるよう、「関係各班」及び施設は以下の活動を行う。

(1) 医療機関

「健康増進班」は、各医療機関に対し警戒宣言が発令されたことを伝達し、入院患者及び外来患者の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。

(2) 社会福祉施設

① 市災害対策本部の措置

「福祉班」、「要配慮者班」及び「子ども支援班」は、老人ホームなどの社会福祉施設及び保育園に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。

② 社会福祉施設の措置

社会福祉施設の措置内容は、以下のとおりである。

■社会福祉施設の措置内容

項目	内容
情報収集・伝達等	市災害対策本部及びテレビ、ラジオからの情報を収集するとともに、情報伝達にあたっては以下の点に留意する。 ・ 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないように配慮する。 ・ 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努める。
防災対策の実施	あらかじめ作成している計画に基づき、防災対策を講じる。特に次の点に留意する。 ・ 非常口、非常階段、避難経路、避難場所を確認しておく。 ・ 非常用の器具や医薬品の準備をしておく。 ・ 施設、設備の点検を行い、被害の未然防止を図る。
保育園児の引渡し	警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とし、保護者への引渡しにあたっては、名簿を確認の上保護者に引き渡す。

4. 食料、生活物資対策活動

「商工班」は、地震発生時の食料及び生活物資の調達体制の確認を行うとともに、小売店に対して買い占め、売り惜しみ防止のための呼びかけを行う。

5. 上水道対策活動

「水道班」は、地震発生に備え、以下に示す対策を講じる。

■上水道対策の措置内容

項目	内容
臨時点検及び準備	➤ 最大貯水量の飲料水を確保するとともに、水処理薬品及び自家発電機燃料等も貯蔵量を調査し、最大量の確保に努める。 ➤ 応急給水活動のための資機材の点検及び準備を行う。 ➤ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 ➤ 応急復旧体制の準備を行う。
関係機関等との連絡	「水道班」は、蓮田市管工事業協同組合と連絡をとり、発災後の出動態勢の準備を依頼する。